

令和元年度 宇治市特別職報酬等審議会
(第1回)

令和元年10月9日(水)
13時30分～
場所：宇治市役所本庁
7階第2応接室

議事次第

- 1 市長からの諮問

- 2 議事
 - (1) 審議の公開・非公開について
 - (2) 令和元年度審議予定について
 - (3) 資料説明について

- 3 その他事務連絡等

- 4 閉会

裏面 [配布資料一覧]

[配布資料一覧]

議事次第

委員名簿

資料1 宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

資料2 令和元年度 審議予定

資料集

令和元年度 宇治市特別職報酬等審議会委員名簿

委員(五十音順、敬称略)

任期:平成29年9月7日から令和2年9月6日までの3年間

(長谷川委員は平成30年7月1日から令和2年9月6日まで)

木田 ゆき子 (きだ ゆきこ)

会長 小長谷 敦子 (こばせ あつこ)

多々納 裕一 (たたの ひろかず)

会長職務代理 西村 三典 (にしむら みつのり)

長谷川 理生也 (はせがわ りきや)

馬場 雄司 (ばば ゆうじ)

平井 幹人 (ひらい みきと)

事務局

市長公室長 脇坂 英昭 (わきざか ひであき)

市長公室副部長 北尾 哲 (きたお さとし)

市長公室 人事課長 波戸瀬 亮 (はとせ りょう)

市長公室 人事課副課長 西川 聡 (にしかわ さとし)

市長公室 人事課給与係長 渡邊 聖介 (わたなべ せいすけ)

市長公室 人事課給与係主任 松田 輝子 (まつだ てるこ)

市長公室 人事課給与係主任 福本 勇樹 (ふくもと ゆうき)

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、本市の諸活動を市民に説明する本市の責務を果たすとともに、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

第2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずるもの(以下「審議会等」という。)とする。

第3 審議会等の公開基準

審議会等は法令、条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第6条各号の規定に該当する情報(以下「非公開情報」という。)に関し、審議等をする場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

第4 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開は、第3の審議会等の公開基準に基づき当該審議会等が決定するものとする。
- (2) 審議会等が会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第5 開催会議の事前公表

審議会等は、会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するとともに、宇治市ホームページへの掲載等により市民に周知するものとする。

ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

第6 公開の方法

- (1) 会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等は会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

第7 会議資料の提供

審議会等は、会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

第8 会議録等の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、非公開情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するよう努めるものとする。
- (3) (1)、(2) に定めるもののほか、審議会等は、その活動状況について、情報の提供に努めるものとする。

第9 運用状況の公表

市長は、毎年、審議会等の会議の公開に関する運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

第3 審議会等の公開基準について（非公開にできるものの解説）

公開の例外として、次の情報については非公開にできるものとする。

（1）宇治市情報公開条例第6条各号該当情報

- ① 法令等により公にすることができない情報
- ② 個人に関する情報
- ③ 法人等の事業活動上の利益を明らかに害する情報
- ④ 本市等の公正な意思形成に著しい支障が生じるおそれのある情報
- ⑤ 本市等の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれのある情報
- ⑥ 市民生活の安全に支障が生じるおそれのある情報

（2）会議の目的が達成されないと認められる場合

審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が著しく阻害される場合も想定され、そうした場合は審議内容が公開すべき内容であったとしても非公開とすることができるものとする。

令和元年10月9日

令和元年度 審議予定

回次・開催(予定)日	主な審議内容
第1回 令和元年10月9日(水)	<ul style="list-style-type: none">・他団体との比較状況について・一般職の給与の状況について・人事院勧告について
第2回 令和元年10月31日(木)	<ul style="list-style-type: none">・市の財政状況等について・京都府人事委員会勧告について
第3回 令和元年11月13日(水)	<ul style="list-style-type: none">・答申の方向性について・答申案について
答申 令和元年11月下旬	

特別職報酬等審議会
令和元年度 資料集

目次

項目	開始 ページ
○ 平成30年度答申書	1
○ 平成30年度答申に際しての意見具申	3
○ 令和元年人事院給与勧告の骨子	7
○ 一般職員の給与改定率等及び国公指定職俸給表の推移	9
○ 特別職の給料月額及び議員の報酬額並びに特別職の退職手当額の推移	10
○ 特別職と一般職最高者との給与月額比較及び年間給与額の推移	11
○ 議員の年間報酬額の推移	11
○ 市議会の本会議及び各委員会の開催状況	12
○ 消費者物価指数及び財政指数に係る用語解説	13
○ 歳入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(平成26年度～平成30年度比較)	14
○ 健全化判断比率等について	16
○ 類似団体の各市の財政状況(平成29年度普通会計決算)その1～4	18
○ 府内の各市の財政状況(平成29年度普通会計決算)その1～2	22
○ 類似団体の各市の状況(特別職及び議員)	24
○ 府内の各市の状況(特別職及び議員)	30
○ 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数)	34
○ 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率)	35
○ 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について)	36
○ 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額)	37
○ 類似団体の主要項目の順位(市長の4年任期内収入)	38
○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入)	40
○ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入)	42
○ 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について	44
○ 宇治市附属機関設置条例(抜粋)	45
○ 宇治市特別職報酬等審議会規則	46
○ 地方自治法(抜粋)	47
○ 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(抜粋)	48
○ 特別職の職員で常勤のものゝ退職手当に関する条例(抜粋)	50
○ 宇治市議会基本条例(抜粋)	52
○ 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抜粋)	53

平成30年12月4日

宇治市長 山本 正 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小長谷 敦子



宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、
副市長及び教育長の給料の額について（答申）

平成30年10月9日付30宇市人第483号にて諮問を受けた標記の件に
ついて、審議を重ね慎重に検討しました結果、全委員の一致をもって下記の額
が妥当との結論に達しましたので、ここに答申をいたします。

記

区 分	報酬等月額（円）
議長	635,000
副議長	585,000
議員	535,000
市長	1,075,000
副市長	895,000
教育長	785,000

※上記の額は、それぞれの報酬又は給料を定める
条例の本則の額と同額です。

審議経過等について



本審議会は、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）の職務と職責、他都市の状況、一般職の給与の動向等を総合的に考慮するという基本的な考え方にに基づき、審議にあたっております。その上で、本年におきましても、本市の財政状況や今後の見通し、府内各市及び類似団体等における財政指標等の状況や任期内収入を見据え、さらに、これまでの市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額の改定状況などの各種の関係資料等を基に検討いたしました。また、宇治市財政健全化推進プランや宇治市公共施設等総合管理計画等の取り組みの状況等についても議論をいたしました。

厳正かつ公正な見地から活発な議論を経て、この度、一定の結論に至りました。

市議会議員及び特別職は、ますます複雑多様化する市民ニーズに迅速な対応が求められ、限られた財源の中で、質の高い政策や市民サービスを実行することにより、安全・安心なまちづくりはもとより、より豊かな地域社会や満足度の高い市政運営が求められるなどの重責を負われているところです。

そうした中、市議会議員及び特別職の報酬等の額は、類似団体等と比較しても概ね適正な水準であること、本年の人事院勧告では国の指定職の給料の引き上げもないこと等から、報酬等を積極的に引き上げるような環境にないと考えているところです。

このような検討の結果、市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額は、据え置くことが妥当であると判断いたしました。

また、特別職が、平成30年4月から条例本則の月額より、市長10%、副市長8%、教育長7%の給料減額措置を実施されていることにつきましては、従前の5%の給料減額措置と同様に、市長等が率先垂範して身を切る姿勢を示されていると受け止めており、本審議会としては、引き続き尊重して参りたいと考えております。

終わりに、市議会議員及び特別職の職務や職責は、さらに重要性を増しているところであります。今後もより一層職務に精励され、経費削減のための内部改革に取り組みますとともに、人口減少社会においても持続的に発展する魅力あるまちづくりを進められることを期待いたします。

平成30年12月4日

宇治市長 山本 正 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小 長 谷 敦 子



答申に際しての意見具申

宇治市特別職報酬等審議会において、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額と併せて、諸手当も含めた年間の収入及び任期内の総収入の面から検討しました結果、全委員の一致をもって下記のとおり結論となりましたので、意見具申をいたします。

記

1. 平成30年度以降に支給する期末手当について

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、本年の人事院勧告等を踏まえ、年間3.35月分が妥当と考えるところです。

2. 退職手当について

市長、副市長及び教育長の退職手当については、据え置きが妥当と考えるところです。

※ 本年の答申と本意見具申を踏まえた改定を行った場合、諸手当（期末手当及び退職手当）も含めた年間の総収入及び任期内の総収入は以下の通りとなります。（市長、副市長及び教育長については、市長10%、副市長8%、教育長7%の給料月額削減措置があるものとして算定しています。）

A 年間の総収入（報酬(又は給料)月額×12月+期末手当)

区分	改定後	現行	差額
議長	10,385,425	10,220,325	165,100
副議長	9,567,675	9,415,575	152,100
議員	8,749,925	8,610,825	139,100
市長	16,291,625	16,221,750	69,875
副市長	13,778,525	13,720,350	58,175
教育長	12,179,275	12,128,250	51,025

B 任期内の総収入（A×任期+退職手当(市長・副市長・教育長のみ)）

区分	任期	改定後	現行	差額
議長	4年	41,541,700	40,881,300	660,400
副議長		38,270,700	37,662,300	608,400
議員		34,999,700	34,443,300	556,400
市長		81,936,500	81,657,000	279,500
副市長		65,138,100	64,905,400	232,700
教育長	3年	41,836,575	41,683,500	153,075

C 任期1年あたりの総収入（B÷任期）

区分	改定後	現行	差額
議長	10,385,425	10,220,325	165,100
副議長	9,567,675	9,415,575	152,100
議員	8,749,925	8,610,825	139,100
市長	20,484,125	20,414,250	69,875
副市長	16,284,525	16,226,350	58,175
教育長	13,945,525	13,894,500	51,025

審議経過等について

本審議会におきまして、報酬等の月額のみならず、諸手当も含めた年収及び任期内総収入という観点において、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）に支給する諸手当につきましても、慎重に検討いたしました。その際、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告を参考に、類似団体との比較などを行い、議論をいたしました。

審議にあたっては、人事院勧告等において示される方向性はひとつの基準としつつ、本市の財政状況や今後の見通し、宇治市公共施設等総合管理計画等の取り組みの状況等を踏まえた検討を行ったところです。

本市の財政状況は、市税収入の減少や義務的経費の増加などにより、平成29年度決算における経常収支比率は、前年度から0.1ポイント増の98.9%となる高い数値となり、財政の硬直化が進行する厳しい状況です。

しかしながら、財政の健全化に向けては、市長のリーダーシップのもと、抜本的な事業見直し、職員の適正な定員管理や給与等の適正化、新たな歳入確保などの内容を含む財政健全化推進プランを推進されており、将来を見据えた持続可能な行財政運営の実現に努められているものと考えております。

まず、期末手当については、人事院勧告では、国の指定職について、期末手当の支給割合を0.05月引き上げて、年間3.35月とする勧告がなされました。本市の厳しい財政状況等を考えると必ずしも勧告等に準じるものではないという意見もあったところですが、以上のような議論を踏まえるとともに、本市のこれまでの改定状況や特別職が給料減額措置を実施されていること等も考慮して、人事院勧告等に準じた改定を行うことが適当であるとの結論に至りました。改定につきましては、平成30年度からの実施が適当であると判断いたしました。

なお、市議会議員の期末手当の支給割合について、昨年の本審議会においては、3.30月分が妥当とする意見具申をしたところですが、議会においては、3.15月分に据え置く判断をされました。このことについては、議員が身を切る姿勢を示されているものと受け止めておりますが、本審議会といたしましては、本市の市議会議員のあるべき期末手当の額として、特別職と同じ支給割合とすることが妥当であると判断したものです。

次に、特別職の退職手当については、指定職を含む国家公務員が本年1月1日より約3.8%引下げの改定を行っており、本市の一般職も本年4月1日から同様の引下げ改定を行っているところですが、本市特別職の退職手当は、類似団体や府内各市と比較しても低い水準であり、据え置きが適当と判断いたしました。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕
〔俸給 344円 はね返し分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

一般職員の給与改定率等の推移

年度	給与改定率			宇治市	
	国家公務員(%)	人事院勧告率(%)	宇治市職員(%)	ラスパイレス指数	職員定昇率(%)
H30	0.20	0.16	0.18	102.7	1.8
H29	0.20	0.15	0.2	103.6	1.8
H28	0.20	0.17	0.2	103.7	1.8
H27	0.40	0.36	0.33	104.6	2.0

国公指定職俸給表の推移

号俸	H24年度以降 俸給月額	H27年度以降 俸給月額※1	H27年度以降 俸給月額※2	官職
1	720,000	705,000	706,000	三号俸以下に掲げる官職以外の官職(一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸)
2	776,000	760,000	761,000	三号俸以下に掲げる官職以外の官職(一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸)
3	834,000	817,000	818,000	外局の次長(国家行政組織法第十八条第三項の規定によるものをいう。)、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前三項に掲げるものを除く。)、その他の官職で、指令で定めるもの
4	912,000	894,000	895,000	内部部局(国家行政組織法第七条第一項の官房及び局をいう。)、の長、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前二項に掲げるものを除く。)、その他の官職で、指令で定めるもの
5	984,000	964,000	965,000	試験所、研究所、病院又は療養所の長(前項に掲げるものを除く。)、その他の官職で、指令で定めるもの
6	1,055,000	1,034,000	1,035,000	外局(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第三項の庁をいう。以下同じ。)、の長官、会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、省名審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、原子力規制庁長官、経済社会総合研究所長
7	1,129,000	1,106,000	1,107,000	警視總監、国税庁長官、海上保安庁長官
8	1,198,000	1,174,000	1,175,000	事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官、最高裁判所事務総長

※1 H26人事院勧告でH27年度4月以降の改定として勧告されたもの

※2 H27人事院勧告でH27年度4月に遡及して改定を勧告されたもの

[注] R1人事院勧告において指定職俸給表の改定なし

特別職の給料月額推移(実支給額)

	市長		副市長		教育長		
	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	
現在	H30.4.1	967,500	△ 5.3	823,400	△ 3.2	730,050	△ 2.1
	H29.2.1	1,021,250	△ 4.1	850,250	△ 3.9	745,750	△ 3.8
	H21.12.1	1,065,000	2.9	885,000	2.9	775,000	2.6
	H15.12.1	1,035,000	△ 3.3	860,000	△ 3.4	755,000	△ 3.2
	H15.1.1	1,070,000	△ 3.6	890,000	△ 3.3	780,000	△ 3.7

※H21.12～特別職地域手当廃止。1万円を減額。

※H29.2～特別職一律5%減額。※H30.4～市長10%、副市長8%、教育長7%減額。

議員の報酬額の推移

	議長		副議長		議員		
	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	
現在	H15.12.1	635,000	△ 2.3	585,000	△ 2.5	535,000	△ 2.7
	H15.1.1	650,000	△ 3.0	600,000	△ 3.2	550,000	△ 3.5
	H9.12.1	670,000	3.1	620,000	3.3	570,000	3.6

特別職の退職手当額の推移

	市長		副市長		教育長		
	給料月額(円)	支給割合(月)	給料月額(円)	支給割合(月)	給料月額(円)	支給割合(月)	
	退職手当額(円)	伸び率(%)	退職手当額(円)	伸び率(%)	退職手当額(円)	伸び率(%)	
現在	H29.10.12	1,075,000	390/100	895,000	280/100	785,000	225/100
		16,770,000	0.0	10,024,000	0.0	5,298,750	△ 25.0
H29.2.1		1,075,000	390/100	895,000	280/100	785,000	225/100
		16,770,000	0.9	10,024,000	1.1	7,065,000	1.3
H23.4.1		1,065,000	390/100	885,000	280/100	775,000	225/100
		16,614,000	△ 13.3	9,912,000	△ 17.6	6,975,000	△ 21.1
H21.12.1		1,065,000	450/100	885,000	340/100	775,000	285/100
		19,170,000	2.9	12,036,000	2.9	8,835,000	2.6
H19.1.1		1,035,000	450/100	860,000	340/100	755,000	285/100
		18,630,000	0.0	11,696,000	△ 10.5	8,607,000	△ 8.1
H15.12.1		1,035,000	450/100	860,000	380/100	755,000	310/100
		18,630,000	△ 3.3	13,072,000	△ 3.4	9,362,000	△ 3.2

特別職と一般職最高者との給与月額比較(実支給額)

(円)	市長	副市長	教育長	一般職最高者
合計	967,500	823,400	730,050	600,987
給料	967,500	823,400	730,050	463,235
地域手当	-	-	-	35,352
管理職手当	-	-	-	102,400

特別職と一般職最高者の年間給与額の推移

(円)	市長	副市長	教育長	一般職最高者
R1年度 計(見込)	16,291,625	13,778,525	12,179,275	10,248,941
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,211,844
期末手当	4,681,625	3,897,725	3,418,675	3,037,097
H30年度 計	16,291,625	13,778,525	12,179,275	10,408,487
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,288,200
期末手当	4,681,625	3,897,725	3,418,675	3,120,287
H29年度 計	16,866,750	14,042,550	12,316,650	10,314,205
給与(12ヶ月)	12,255,000	10,203,000	8,949,000	7,332,840
期末手当	4,611,750	3,839,550	3,367,650	2,981,365

※期末手当支給割合はH30年度において6月1.575月、12月1.775月(合計3.35月)、R1年度(見込)において6月1.675月、12月1.675月(合計3.35月)であり、それぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

議員の年間報酬額の推移

(円)	議長	副議長	議員
R1年度 計(見込)	10,385,425	9,567,675	8,749,925
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,765,425	2,547,675	2,329,925
H30年度 計	10,385,425	9,567,675	8,749,925
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,765,425	2,547,675	2,329,925
H29年度 計	10,220,325	9,415,575	8,610,825
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,600,325	2,395,575	2,190,825

※期末手当支給割合はH29年度において6月1.5月、12月1.65月(合計3.15月)、H30、R1年度(見込)において6月1.675月、12月1.675月(合計3.35月)であり、それぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

市議会の本会議及び各委員会の開催状況

		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
本会議の 会議日数 ()内は 会期日数	3月	8	8	8	7	8
		(37)	(39)	(38)	(39)	(38)
	6月	7	7	7	7	7
		(23)	(23)	(27)	(32)	(27)
	9月	7	7	7	7	7
		(29)	(31)	(28)	(23)	(29)
	12月	6	7	6	7	7
		(23)	(24)	(32)	(26)	(24)
	臨時会	なし	2	1	1	なし
			(2)	(1)	(1)	
計	28	31	29	29	29	
	(112)	(119)	(126)	(111)	(118)	
常任委員会	総務	11	15	10	12	10
	市民環境	12	10	12	15	10
	建設水道	11	11	11	16	19
	文教福祉	19	11	11	21	13
特別委員会	予算	8	8	8	8	9
		14人	16人	16人	14人	16人
	決算	8	8	10	8	8
		13人	12人	13人	12人	13人

消費者物価指数 消費者物価指数は、全国の世帯が購入する各種の商品(財やサービス)の価格の平均的な変動を測定したもの。すなわち、ある時点の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表している。

H27年=100	京都市	全国
H31年4月	102.0	101.8
H30年	101.5	101.3
H29年	100.5	100.4
H28年	100.0	99.9

※H28年8月にH27年基準への切替えが実施された。

財政用語解説

○実質収支額

当該年度に属すべき**収入と支出との実質的な差額**である。純剰余又は純損失を意味し、実質収支に示される黒字又は赤字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなる。しかし、実質収支の黒字幅は大きければよいというのではなく、後年度の財政調整にとどめておくことも必要である。**標準財政規模の3%~5%程度(実質収支比率)**が望ましいとも考えられる。

$$\text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源} = \text{実質収支}$$

○標準財政規模

地方公共団体の一般財源(市がどの経費にも自由に充当することのできる財源)の標準規模を示すものである。

$$\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} = \text{標準財政規模}$$

○経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかをみる指標である。

$$\text{経常経費充当一般財源の額} / \text{経常一般財源の額} \times 100(\%) = \text{経常収支比率}$$

○人件費比率

人件費は、報酬、給料、職員手当等、通常勤労の対価として支払われる一切の経費をいう。人件費比率は、**経常収支比率の中の人件費の占める比率**である。人件費比率が大きければ大きいだけ財政運営の硬直化の要因となる。

$$\text{人件費充当一般財源の額} / \text{経常一般財源の額} \times 100(\%) = \text{人件費比率}$$

○公債費比率

公債費とは、地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金、一時借入金利子。公債費比率が高いほど債務額が大きく財政の硬直化を示している。

$$\text{元利償還金} / \text{標準財政規模} \times 100(\%) = \text{公債費比率}$$

○財政力指数

財政の強弱は、標準的な行政を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合によって示される。この財政力を測る方法として**財政力指数**があり、**率が高いほど財政能力がある**。

$$\text{基準財政収入額} / \text{基準財政需要額} \times 100(\%) = \text{財政力指数}$$

歳入歳出決算額調(普通会計)

(千円)		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度(見込)
1	歳入総額	60,726,462	60,686,492	61,509,337	63,771,423	62,070,855
2	歳出総額	60,274,770	60,283,867	61,141,051	63,310,327	61,599,097
3	形式収支(1-2)	451,692	402,625	368,286	461,096	471,758
4	繰越財源	158,480	125,629	130,849	275,930	186,471
5	実質収支(3-4)	293,212	276,996	237,437	185,166	285,287
6	単年度収支	△ 17,319	△ 16,216	△ 39,559	△ 52,271	100,121
7	積立金	150,566	160,833	3,438	2,595	452,646
8	繰上償還金	0	0	0	0	8,914
9	基金繰入	0	0	300,000	670,000	0
10	実質単年度収支	133,247	144,617	△ 336,121	△ 719,676	561,681
11	標準税収入額	24,074,598	25,546,922	26,006,154	25,355,301	25,474,867
12	普通交付税	6,491,314	6,355,461	6,235,728	6,743,373	6,784,731
13	特別交付税	395,805	366,699	362,650	341,158	329,258
14	標準財政規模	34,297,869	34,855,596	34,554,893	34,679,499	34,917,116
15	財政力指数 単年(3カ年)	0.742 (0.746)	0.758 (0.746)	0.765 (0.755)	0.747 (0.757)	0.746 (0.753)
16	公債費比率 単年(3カ年)	7.7 (8.0)	8.1 (7.9)	8.3 (8.0)	7.8 (8.1)	6.5 (7.5)
17	起債制限 単年(3カ年)	5.5 (5.8)	6.2 (5.9)	6.8 (6.2)	6.5 (6.5)	5.5 (6.3)
18	経常収支比率 (臨財除く)	93.7 (104.3)	94.8 (103.2)	98.8 (106.3)	98.9 (106.0)	95.8 (103.4)

※「14」については臨時財政対策債発行可能額を含む。

歳入歳出決算額調(一般会計)

(千円)		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度(見込)
1	歳入総額	60,769,633	60,984,890	61,724,666	63,993,792	62,676,330
2	歳出総額	60,319,028	60,582,265	61,356,380	63,532,696	62,204,572
3	形式収支(1-2)	450,605	402,625	368,286	461,096	471,758
4	繰越財源	158,480	125,629	130,849	275,930	186,471
5	実質収支(3-4)	292,125	276,996	237,437	185,166	285,287
6	単年度収支	△ 18,406	△ 15,129	△ 39,559	△ 52,271	100,121
7	積立金	161,456	171,365	15,648	13,372	456,746
8	繰上償還金	0	0	0	0	0
9	基金繰入	0	0	300,000	670,000	0
10	実質単年度収支	143,050	156,236	△ 323,911	△ 708,899	556,867

歳入歳出決算額調

		H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度(見込)		
1	年度末住基	190,856		189,623		188,674		187,901		187,138		
2	年度末住基前年比	△ 0.2		△ 0.6		△ 0.5		△ 0.4		△ 0.4		
3	世帯数前年比	81,882		82,215		82,628		83,204		83,731		
4	世帯数前年比	0.5		0.4		0.5		0.7		0.6		
5	団体類型	IV-1		IV-1		IV-1		IV-3		IV-3		
6	交付税種地	I-5										
7	ラスパイレス指数	102.4		104.6		103.7		103.6		102.7		
8	普通会計職員数	1,263		1,265		1,266		1,252		1,256		
9	住基人口/職員数	151.1132225		149.8996047		149.0315956		150.0806709		148.9952229		
10	給料月額	306,563		310,841		315,820		331,370		316,508		
11	給料月額前年比	△ 0.3		1.4		1.6		4.9		△ 4.5		
12	市債現在高	45,759,857		45,000,162		44,514,899		44,230,663		43,955,626		
13	市債現在高/経常一財	142.3		136.0		138.0		133.6		130.2		
14	債務負担現在高	2,946,965		3,361,186		4,483,186		2,406,273		4,262,971		
15	基金現在高	9,454,049		9,444,702		8,884,093		8,330,162		8,819,462		
16	財調基金現在高	2,607,922		2,779,287		2,494,935		1,838,307		2,295,053		
17	一 (左 一般 財 総額 源/ 右 充 経 常 当 率)	人件	27.0	28.7	27.4	29.2	27.4	29.5	27.4	29.2	27.3	28.5
18		扶助	13.3	14.3	13.8	14.8	14.5	15.6	14.8	16.0	14.8	15.7
19		公債	13.5	14.6	13.2	14.4	14.4	15.7	14.4	15.6	13.5	14.3
20		物件	11.7	11.3	12.2	11.6	12.6	12.4	12.2	12.5	12.6	12.3
21		補助	10.3	9.0	13.4	11.0	13.8	11.0	14.1	10.9	12.8	10.5
22		繰出	15.6	13.7	10.9	11.7	11.5	12.5	11.5	12.4	11.6	12.3
23		普建	4.8	/	3.5	/	2.8	/	2.2	/	3.0	/
24		他	2.7	2.1	4.5	2.1	3.0	2.1	3.4	2.4	4.5	2.2
25		義務	53.7	57.6	53.2	58.8	56.3	60.8	56.6	60.8	56.0	58.5
26	一般財源	38,816,630		39,233,384		38,344,780		38,898,493		39,335,205		
27	一般財源/歳入	63.9		64.6		62.3		61.0		63.4		
28	経常一財	32,155,765		33,087,606		32,250,137		33,097,813		33,771,223		
29	経常一財/一財	82.8		84.3		84.1		85.1		85.9		

※住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、住民基本台帳人口については、H26年度より、1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。

※類似団体とは、人口及び産業構造が、類似している地方自治体を典型的に区分し、同一の類型に入っている団体のことをいう。「5」の団体類型がそれにあたる。

※IV-3の類型は人口15万人以上で第2次・第3次産業が90%以上、かつ第3次産業が65%以上を占める団体の類型である。

類似団体の各市の財政状況（H29年度普通会計決算）その1

	都道府県	市	住基人口 H30.1.1(人)	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	歳出に占め る人件費 (%)	議会費の状況	
								決算(千円)	歳出総額に 対する割合
1	京都府	宇治市	187,901	63,771,423	63,310,327	185,166	29.2	442,067	0.7
2	北海道	釧路市	172,391	94,965,331	94,772,700	54,655	21.8	415,394	0.4
3		苫小牧市	172,373	78,596,523	76,925,526	1,551,789	19.1	382,715	0.5
4	埼玉県	狭山市	152,487	44,725,392	42,600,043	1,992,065	23.4	309,191	0.7
5		上尾市	228,480	63,340,303	61,126,577	1,964,615	26.2	430,651	0.7
6		新座市	165,486	59,539,150	56,145,631	2,417,800	20.6	317,367	0.6
7		久喜市	154,116	52,872,198	51,345,847	1,340,537	21.5	354,553	0.7
8	千葉県	市川市	484,605	151,356,576	147,188,261	3,530,952	30.3	806,284	0.5
9		松戸市	494,402	153,865,013	146,962,011	6,501,872	26.7	828,702	0.6
10		野田市	154,784	52,983,293	50,849,640	2,101,573	25.5	364,703	0.7
11		佐倉市	176,291	48,554,754	46,298,592	2,047,213	28.0	405,241	0.9
12		習志野市	172,632	59,041,115	56,665,812	2,318,842	30.1	459,853	0.8
13		流山市	185,460	55,438,319	52,953,049	2,142,134	25.4	394,959	0.7
14		八千代市	197,672	55,514,400	53,315,812	2,070,546	29.7	377,064	0.7
15		浦安市	167,938	75,475,332	71,389,002	3,045,414	22.7	356,705	0.5
16	東京都	立川市	182,658	76,587,360	71,466,326	3,913,244	21.0	454,651	0.6
17		府中市	258,654	117,185,984	114,062,612	3,080,565	16.9	529,724	0.5
18		町田市	428,742	153,012,414	148,140,403	4,609,734	24.8	644,011	0.4
19		小平市	191,308	64,142,787	62,596,088	1,546,699	22.8	456,022	0.7
20		日野市	184,667	68,793,009	65,584,684	2,918,692	24.6	382,161	0.6
21		東村山市	151,018	54,757,988	52,621,926	1,579,573	23.0	353,202	0.7
22		西東京市	201,058	71,805,359	70,147,688	1,537,977	23.0	532,264	0.8
23	神奈川県	鎌倉市	176,242	61,724,290	59,644,157	1,541,450	31.6	414,036	0.7
24		藤沢市	430,685	159,693,717	152,989,934	6,231,572	28.7	643,090	0.4
25		秦野市	162,296	52,208,735	49,405,247	2,403,023	29.0	339,446	0.7
26	三重県	津市	281,127	112,385,196	111,815,997	120,559	26.8	621,122	0.6
27	大阪府	和泉市	186,156	64,202,882	64,007,837	128,267	23.8	401,921	0.6
28	兵庫県	伊丹市	202,193	72,052,584	70,480,335	753,935	25.6	493,873	0.7
29		川西市	158,873	58,445,981	58,092,549	319,869	27.3	458,563	0.8
30	山口県	宇部市	166,847	66,681,594	65,203,509	1,359,689	21.4	376,065	0.6
31		山口市	193,137	79,223,754	78,134,781	777,098	26.4	409,619	0.5
32	徳島県	徳島市	255,309	97,348,011	96,923,060	189,673	30.4	509,936	0.5
平均			221,187	79,384,086	76,973,936	2,071,150	25.2	458,286	0.6

※H30年度決算は各市の議会の議決前の為、H29年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（H29年度普通会計決算）その2

	都道府県	市	標準財政規模(千円)	経常収支比率(%)	財政力指数	財政健全化判断比率			
						実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
1	京都府	宇治市	34,679,499	98.9	0.76	-	-	2.1	-
2	北海道	釧路市	48,420,555	96.6	0.45	-	-	10.9	103.2
3		苫小牧市	39,395,740	88.0	0.77	-	-	6.6	66.0
4	埼玉県	狭山市	27,283,945	91.9	0.90	-	-	3.6	13.9
5		上尾市	37,568,451	95.4	0.90	-	-	4.4	24.0
6		新座市	29,078,154	94.7	0.91	-	-	6.0	56.7
7		久喜市	30,464,493	92.4	0.87	-	-	7.0	26.2
8	千葉県	市川市	84,263,481	91.1	1.05	-	-	0.7	-
9		松戸市	85,784,558	92.4	0.90	-	-	0.9	5.2
10		野田市	29,999,850	94.3	0.86	-	-	7.5	46.4
11		佐倉市	28,404,328	98.3	0.91	-	-	2.5	-
12		習志野市	31,991,976	94.9	0.93	-	-	3.7	26.6
13		流山市	30,798,618	87.6	0.93	-	-	3.3	30.6
14		八千代市	32,762,752	95.6	0.94	-	-	6.8	33.5
15		浦安市	43,749,688	84.8	1.52	-	-	6.6	4.8
16	東京都	立川市	41,199,875	90.0	1.17	-	-	2.5	-
17		府中市	53,797,346	84.0	1.21	-	-	2.9	-
18		町田市	78,603,966	90.5	0.98	-	-	△ 0.6	-
19		小平市	34,652,409	93.0	0.98	-	-	0.7	-
20		日野市	34,394,050	89.9	0.98	-	-	△ 1.7	10.6
21		東村山市	28,705,473	91.7	0.82	-	-	4.9	6.0
22		西東京市	39,201,960	95.1	0.91	-	-	0.1	19.2
23	神奈川県	鎌倉市	35,728,036	97.8	1.08	-	-	0.3	-
24		藤沢市	82,124,037	89.7	1.05	-	-	1.2	44.9
25		秦野市	29,276,149	96.1	0.90	-	-	3.1	36.0
26	三重県	津市	66,985,751	94.9	0.73	-	-	5.0	45.5
27	大阪府	和泉市	34,178,688	97.2	0.74	-	-	6.6	-
28	兵庫県	伊丹市	40,550,291	94.4	0.83	-	-	7.1	-
29		川西市	30,410,383	97.7	0.74	-	-	11.4	106.3
30	山口県	宇部市	36,485,017	93.4	0.72	-	-	6.3	28.5
31		山口市	45,858,759	90.9	0.65	-	-	4.4	22.5
32	徳島県	徳島市	54,197,718	96.7	0.82	-	-	6.6	79.1
平均			43,156,125	93.1	0.90	-	-	4.2	38.0

※H30年度決算は各市の議会の議決前の為、H29年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（H29年度普通会計決算）その3

	都道府県	市	歳入総額 (千円)	地方税		個人市民税 (千円)	法人市民税 (千円)	固定資産税 (千円)	都市計画税 (千円)
				地方税 (千円)	歳入に占める割合(%)				
1	京都府	宇治市	63,771,423	23,463,482	36.8	9,856,008	1,196,311	9,527,673	1,675,214
2	北海道	釧路市	94,965,331	20,939,951	22.1	7,425,898	1,841,211	8,128,540	1,357,145
3		苫小牧市	78,596,523	27,944,154	35.6	8,005,955	2,423,530	13,450,477	1,974,205
4	埼玉県	狭山市	44,725,392	21,949,308	49.1	8,792,054	1,592,394	9,357,000	1,007,903
5		上尾市	63,340,303	30,800,134	48.6	13,452,665	1,895,096	11,690,975	2,242,587
6		新座市	59,539,150	23,843,619	40.0	10,179,402	1,318,249	9,842,587	1,395,807
7		久喜市	52,872,198	22,564,560	42.7	8,664,024	1,603,287	10,044,915	972,122
8	千葉県	市川市	151,356,576	82,452,307	54.5	38,190,998	3,906,844	29,249,088	6,586,503
9		松戸市	153,865,013	68,715,784	44.7	32,330,074	3,674,808	24,358,750	4,153,649
10		野田市	52,983,293	22,825,826	43.1	8,090,036	1,685,389	10,570,658	1,078,264
11		佐倉市	48,554,754	24,220,287	49.9	11,245,507	1,269,708	9,010,100	1,604,924
12		習志野市	59,041,115	28,004,595	47.4	12,528,605	2,132,827	10,143,498	2,174,805
13		流山市	55,438,319	26,709,671	48.2	12,718,435	1,037,273	9,809,946	2,161,410
14		八千代市	55,514,400	28,827,086	51.9	12,637,794	1,869,780	10,737,381	2,229,527
15		浦安市	75,475,332	41,039,485	54.4	16,770,150	4,877,712	18,349,615	-
16	東京都	立川市	76,587,360	39,548,960	51.6	12,909,120	4,763,437	17,439,414	2,984,665
17		府中市	117,185,984	51,443,238	43.9	19,809,939	5,017,696	21,807,405	3,271,417
18		町田市	153,012,414	68,604,671	44.8	30,770,154	3,599,648	25,954,029	4,835,632
19		小平市	64,142,787	31,171,061	48.6	13,579,823	2,492,955	11,855,123	2,304,465
20		日野市	68,793,009	30,650,501	44.6	13,085,426	2,555,822	11,726,537	2,296,083
21		東村山市	54,757,988	20,926,202	38.2	9,323,999	1,082,070	7,968,254	1,739,526
22		西東京市	71,805,359	31,708,411	44.2	14,839,100	1,501,017	11,857,238	2,444,911
23	神奈川県	鎌倉市	61,724,290	35,590,715	57.7	15,890,589	1,628,652	13,725,404	3,414,904
24		藤沢市	159,693,717	80,686,527	50.5	32,563,239	4,835,159	31,952,776	5,942,650
25		秦野市	52,208,735	23,323,435	44.7	9,202,440	1,361,095	9,818,972	1,670,067
26	三重県	津市	112,385,196	41,379,375	36.8	15,955,606	3,442,099	17,251,653	2,201,689
27	大阪府	和泉市	64,202,882	23,559,046	36.7	9,460,866	1,491,092	9,319,044	1,897,706
28	兵庫県	伊丹市	72,052,584	30,352,080	42.1	11,204,250	1,859,102	13,074,091	2,784,023
29		川西市	58,445,981	19,878,309	34.0	9,229,166	835,241	7,330,763	1,653,508
30	山口県	宇部市	66,681,594	24,104,054	36.1	8,453,951	1,980,828	10,563,932	1,614,745
31		山口市	79,223,754	26,675,380	33.7	9,869,398	2,611,396	10,934,115	1,487,986
32	徳島県	徳島市	97,348,011	39,840,396	40.9	13,836,833	3,972,210	16,967,205	2,649,309
平均			79,384,086	34,804,457	43.7	14,402,235	2,417,311	13,869,286	2,445,398

※H30年度決算は各市の議会の議決前の為、H29年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（H29年度普通会計決算）その4

	都道府県	市	個人市民税			法人市民税		固定資産税		都市計画税	
			地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	市民一人あたり(千円)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)
1	京都府	宇治市	42.0	15.5	52.5	5.1	1.9	40.6	14.9	7.1	2.6
2	北海道	釧路市	35.5	7.8	43.1	8.8	1.9	38.8	8.6	6.5	1.4
3		苫小牧市	28.6	10.2	46.4	8.7	3.1	48.1	17.1	7.1	2.5
4	埼玉県	狭山市	40.1	19.7	57.7	7.3	3.6	42.6	20.9	4.6	2.3
5		上尾市	43.7	21.2	58.9	6.2	3.0	38.0	18.5	7.3	3.5
6		新座市	42.7	17.1	61.5	5.5	2.2	41.3	16.5	5.9	2.3
7		久喜市	38.4	16.4	56.2	7.1	3.0	44.5	19.0	4.3	1.8
8	千葉県	市川市	46.3	25.2	78.8	4.7	2.6	35.5	19.3	8.0	4.4
9		松戸市	47.0	21.0	65.4	5.3	2.4	35.4	15.8	6.0	2.7
10		野田市	35.4	15.3	52.3	7.4	3.2	46.3	20.0	4.7	2.0
11		佐倉市	46.4	23.2	63.8	5.2	2.6	37.2	18.6	6.6	3.3
12		習志野市	44.7	21.2	72.6	7.6	3.6	36.2	17.2	7.8	3.7
13		流山市	47.6	22.9	68.6	3.9	1.9	36.7	17.7	8.1	3.9
14		八千代市	43.8	22.8	63.9	6.5	3.4	37.2	19.3	7.7	4.0
15		浦安市	40.9	22.2	99.9	11.9	6.5	44.7	24.3	-	-
16	東京都	立川市	32.6	16.9	70.7	12.0	6.2	44.1	22.8	7.5	3.9
17		府中市	38.5	16.9	76.6	9.8	4.3	42.4	18.6	6.4	2.8
18		町田市	44.9	20.1	71.8	5.2	2.4	37.8	17.0	7.0	3.2
19		小平市	43.6	21.2	71.0	8.0	3.9	38.0	18.5	7.4	3.6
20		日野市	42.7	19.0	70.9	8.3	3.7	38.3	17.0	7.5	3.3
21		東村山市	44.6	17.0	61.7	5.2	2.0	38.1	14.6	8.3	3.2
22		西東京市	46.8	20.7	73.8	4.7	2.1	37.4	16.5	7.7	3.4
23	神奈川県	鎌倉市	44.6	25.7	90.2	4.6	2.6	38.6	22.2	9.6	5.5
24		藤沢市	40.4	20.4	75.6	6.0	3.0	39.6	20.0	7.4	3.7
25		秦野市	39.5	17.6	56.7	5.8	2.6	42.1	18.8	7.2	3.2
26	三重県	津市	38.6	14.2	56.8	8.3	3.1	41.7	15.4	5.3	2.0
27	大阪府	和泉市	40.2	14.7	50.8	6.3	2.3	39.6	14.5	8.1	3.0
28	兵庫県	伊丹市	36.9	15.6	55.4	6.1	2.6	43.1	18.1	9.2	3.9
29		川西市	46.4	15.8	58.1	4.2	1.4	36.9	12.5	8.3	2.8
30	山口県	宇部市	35.1	12.7	50.7	8.2	3.0	43.8	15.8	6.7	2.4
31		山口市	37.0	12.5	51.1	9.8	3.3	41.0	13.8	5.6	1.9
32	徳島県	徳島市	34.7	14.2	54.2	10.0	4.1	42.6	17.4	6.6	2.7
平均			40.9	18.0	63.7	7.0	3.0	40.3	17.5	7.0	3.1

※H30年度決算は各市の議会の議決前の為、H29年度決算額を記載している。

府内の各市の財政状況（H29年度普通会計決算）その1

	市	住基人口 H30.1.1(人)	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	歳出に占 める人件 費(%)	議会費の状況		標準財政 規模(千円)	経常収 支比率 (%)	財政力 指数	財政健全化比率			
							議会費の 決算(千円)	歳出総額 に対する 割合(%)				実質赤 字比率 (%)	連結実 質赤字 比率(%)	実質公 債費比 率(%)	将来負 担比率 (%)
1	宇治市	187,901	63,771,423	63,310,327	185,166	29.2	442,067	0.7	34,679,499	98.9	0.76	-	-	2.1	-
2	京都市	1,415,775	764,305,222	761,875,901	359,884	35.9	2,077,366	0.3	402,633,179	98.4	0.81	-	-	12.8	197.4
3	福知山市	79,095	41,288,098	40,107,496	918,848	23.9	298,355	0.7	23,721,589	97.7	0.54	-	-	11.2	74.7
4	舞鶴市	83,972	35,450,791	35,105,543	83,692	31.0	349,161	1.0	19,185,642	97.9	0.70	-	-	10.6	113
5	綾部市	34,046	17,128,443	17,102,584	11,664	30.5	183,665	1.1	9,587,541	94.1	0.50	-	-	10.4	113.8
6	宮津市	18,324	14,322,544	14,193,587	37,515	29.8	156,084	1.1	6,055,127	103.8	0.42	-	-	20.3	209.1
7	亀岡市	89,783	35,909,079	35,484,331	386,873	24.2	284,295	0.8	18,825,393	96.7	0.59	-	-	12.8	143.6
8	城陽市	77,016	36,880,520	36,699,229	22,764	24.1	257,357	0.7	15,320,213	97.0	0.64	-	-	9.4	106.7
9	向日市	56,955	19,190,927	18,467,986	511,430	27.0	228,087	1.2	11,176,260	96.8	0.72	-	-	1.8	-
10	長岡京市	81,064	29,620,887	28,598,724	872,222	25.0	282,693	1.0	16,346,691	93.3	0.84	-	-	0.7	10.2
11	八幡市	71,745	26,462,754	25,905,703	546,161	32.0	267,240	1.0	14,580,912	97.7	0.69	-	-	0.9	14.4
12	京田辺市	69,074	25,001,736	24,527,115	359,662	32.2	215,070	0.9	14,430,326	96.1	0.79	-	-	4.1	-
13	京丹後市	55,944	34,827,168	33,671,528	543,347	23.5	232,511	0.7	20,131,639	94.9	0.31	-	-	11.1	113.5
14	南丹市	32,288	23,314,422	22,521,652	514,381	21.9	224,595	1.0	14,042,685	95.8	0.33	-	-	13.4	102.6
15	木津川市	76,300	31,603,150	31,253,410	254,771	21.6	215,313	0.7	16,918,160	95.8	0.65	-	-	10.3	33.2
	平均	161,952	79,938,478	79,255,008	373,892	27.5	380,924	0.9	42,508,990	97.0	0.62	-	-	8.8	102.7
	京都市除く平均	72,393	31,055,139	30,496,373	374,893	26.9	259,750	0.9	16,785,834	96.9	0.61	-	-	8.5	94.1

府内の各市の財政状況（H29年度普通会計決算）その2

	市	地方税 (千円)	歳入に 占める 割合 (%)	個人市民税			法人市民税			固定資産税			都市計画税			
				(千円)	地方税 に占める 割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	市民一 人あたり (千円)	(千円)	地方税 に占める 割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	(千円)	地方税 に占める 割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)	(千円)	地方税 に占める 割合 (%)	歳入に 占める 割合 (%)
1	宇治市	23,463,482	36.8	9,856,008	42.0	15.5	52.5	1,196,311	5.1	1.9	9,527,673	40.6	14.9	1,675,214	7.1	2.6
2	京都市	255,709,989	33.5	84,877,520	33.2	11.1	60.0	25,490,157	10.0	3.3	103,997,008	40.7	13.6	23,040,866	9.0	3.0
3	福知山市	11,676,754	28.3	3,600,671	30.8	8.7	45.5	1,315,778	11.3	3.2	5,691,792	48.7	13.8	254,919	2.2	0.6
4	舞鶴市	12,124,023	34.2	3,955,955	32.6	11.2	47.1	543,235	4.5	1.5	6,770,600	55.8	19.1	-	-	-
5	綾部市	4,638,048	27.1	1,318,040	28.4	7.7	38.7	478,333	10.3	2.8	2,429,123	52.4	14.2	76,979	1.7	0.4
6	宮津市	2,568,008	17.9	709,077	27.6	5.0	38.7	194,718	7.6	1.4	1,388,751	54.1	9.7	74,182	2.9	0.5
7	亀岡市	10,024,254	27.9	3,999,968	39.9	11.1	44.6	568,461	5.7	1.6	4,443,074	44.3	12.4	216,091	2.2	0.6
8	城陽市	8,764,903	23.8	3,561,460	40.6	9.7	46.2	418,898	4.8	1.1	3,493,424	39.9	9.5	606,617	6.9	1.6
9	向日市	7,638,192	39.8	3,132,288	41.0	16.3	55.0	327,550	4.3	1.7	3,237,422	42.4	16.9	603,053	7.9	3.1
10	長岡京市	12,489,687	42.2	5,041,288	40.4	17.0	62.2	927,003	7.4	3.1	5,074,492	40.6	17.1	976,113	7.8	3.3
11	八幡市	9,419,904	35.6	3,621,793	38.4	13.7	50.5	669,439	7.1	2.5	3,759,214	39.9	14.2	806,256	8.6	3.0
12	京田辺市	10,624,613	42.5	3,930,687	37.0	15.7	56.9	718,955	6.8	2.9	4,685,772	44.1	18.7	863,245	8.1	3.5
13	京丹後市	5,131,182	14.7	1,908,763	37.2	5.5	34.1	258,406	5.0	0.7	2,402,938	46.8	6.9	4	0.0	0.0
14	南丹市	4,197,719	18.0	1,218,002	29.0	5.2	37.7	219,328	5.2	0.9	2,381,143	56.7	10.2	107,990	2.6	0.5
15	木津川市	9,703,792	30.7	3,996,067	41.2	12.6	52.4	492,469	5.1	1.6	4,345,366	44.8	13.7	419,071	4.3	1.3
	平均	25,878,303	30.2	8,981,839	36.0	11.1	48.1	2,254,603	6.7	2.0	10,908,519	46.1	13.7	2,122,900	5.1	1.7
	京都市除く平均	9,461,754	30.0	3,560,719	36.2	11.1	47.3	594,920	6.4	1.9	4,259,342	46.5	13.7	513,826	4.8	1.6

類似団体の各市の状況（特別職の給料月額）

	都道府県	市	人口 (人) R1.7.1現在	職員数 (人) (H31.4)	ラスパ イレス 指数 (H30)	給料月額(円)						
						本則の給料月額			減額措置後の給料月額			
						市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長	
1	京都府	宇治市	186,683	1,423	102.7	1,075,000	895,000	785,000	有	967,500	823,400	730,050
2	北海道	釧路市	168,813	2,497	99.8	1,035,000	835,000	725,000	有	965,000	800,000	710,000
3		苫小牧市	171,358	1,881	98.7	980,000	800,000	680,000	-	-	-	-
4	埼玉県	狭山市	151,082	859	101.1	970,000	815,000	750,000	-	-	-	-
5		上尾市	228,627	1,419	103.4	900,000	750,000	695,000	-	-	-	-
6		新座市	165,478	872	100.0	918,000	767,000	702,000	有	826,200	690,300	666,900
7		久喜市	153,396	905	96.9	957,000	805,000	737,000	-	-	-	-
8	千葉県	市川市	489,968	3,151	102.1	1,016,000	837,000	744,000	-	-	-	-
9		松戸市	498,032	4,195	101.3	1,050,000	860,000	760,000	-	-	-	-
10		野田市	154,445	1,039	99.0	972,000	831,000	750,000	-	-	-	-
11		佐倉市	175,355	1,032	101.9	940,000	800,000	720,000	-	-	-	-
12		習志野市	173,694	1,437	101.6	950,000	810,000	730,000	-	-	-	-
13		流山市	193,026	1,078	101.3	926,500	800,000	741,300	-	-	-	-
14		八千代市	199,245	1,324	102.2	946,000	804,000	737,000	-	-	-	-
15		浦安市	170,387	1,380	101.1	1,000,000	830,000	750,000	-	-	-	-
16	東京都	立川市	184,225	1,071	99.9	1,041,000	901,000	799,000	-	-	-	-
17		府中市	260,742	1,319	100.2	1,080,000	930,000	830,000	-	-	-	-
18		町田市	429,122	2,321	100.8	1,060,000	900,000	820,000	-	-	-	-
19		小平市	194,445	950	100.2	1,050,000	900,000	810,000	-	-	-	-
20		日野市	89,383	1,405	99.0	990,000	845,000	785,000	-	-	-	-
21		東村山市	151,133	790	101.0	943,000	801,000	740,000	-	-	-	-
22		西東京市	204,260	999	100.2	990,000	877,000	778,000	-	-	-	-
23	神奈川県	鎌倉市	176,426	1,333	99.9	961,000	814,000	716,000	-	-	-	-
24		藤沢市	434,110	3,691	101.6	1,064,000	893,000	766,000	有	936,320	803,700	727,700
25		秦野市	165,087	1,083	100.8	938,000	768,000	684,000	-	-	-	-
26	三重県	津市	278,516	2,558	100.4	1,130,000	870,000	740,000	-	-	-	-
27	大阪府	和泉市	186,046	1,103	98.4	990,000	850,000	760,000	-	-	-	-
28	兵庫県	伊丹市	203,300	2,130	100.2	1,036,000	857,000	725,000	有	953,120	822,720	-
29		川西市	157,588	1,104	99.1	982,000	796,000	695,000	有	834,700	716,400	660,250
30	山口県	宇部市	164,695	1,228	100.1	940,000	755,000	684,000	有	792,000	675,750	612,000
31		山口市	191,672	1,715	100.5	990,000	810,000	712,000	-	-	-	-
32	徳島県	徳島市	253,197	2,779	99.7	1,118,000	896,000	740,000	有	950,300	833,280	-
平均			218,861	1,627	100.5	998,078	834,438	743,447	-	903,143	770,694	684,483

類似団体の各市の状況（特別職の期末手当・年収）

	都道府県	市	期末手当		地域 手当 (%)	年収(円)		
			支給月数	加算率(%)		市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	3.35	30	0.0	16,291,624	13,778,524	12,179,274
2	北海道	釧路市	3.35	45	0.0	16,607,512	13,656,012	12,041,686
3		苫小牧市	4.45	15	0.0	16,775,150	13,694,000	11,639,900
4	埼玉県	狭山市	4.20	20	0.0	16,528,800	13,887,600	12,780,000
5		上尾市	4.45	20	3.0	16,074,180	13,395,150	12,412,839
6		新座市	3.35	20	10.0	14,559,296	12,164,466	11,752,110
7		久喜市	4.45	20	0.0	16,594,380	13,958,700	12,779,580
8	千葉県	市川市	4.45	20	12.0	19,731,532	16,255,208	14,449,074
9		松戸市	4.45	15	10.0	19,770,712	16,193,154	14,310,230
10		野田市	4.30	20	6.0	17,680,291	15,115,558	13,642,200
11		佐倉市	4.40	20	9.2	17,737,574	15,095,808	13,586,226
12		習志野市	4.45	20	0.0	16,473,000	14,045,400	12,658,200
13		流山市	4.40	20	7.3	17,178,638	14,833,152	13,744,761
14		八千代市	4.05	15	8.0	17,018,634	14,464,040	13,258,702
15		浦安市	4.45	20	12.0	19,420,800	16,119,264	14,565,600
16	東京都	立川市	4.40	20	0.0	18,446,520	15,965,720	14,158,280
17		府中市	4.40	20	0.0	18,921,600	16,293,600	14,541,600
18		町田市	4.30	20	0.0	18,189,600	15,444,000	14,071,200
19		小平市	3.85	20	0.0	17,451,000	14,958,000	13,462,200
20		日野市	3.95	20	0.0	16,572,600	14,145,300	13,140,900
21		東村山市	3.95	20	0.0	15,785,820	13,408,740	12,387,600
22		西東京市	4.20	20	0.0	16,869,600	14,944,080	13,257,120
23	神奈川県	鎌倉市	3.60	20	10.0	17,251,872	14,612,928	12,853,632
24		藤沢市	3.20	40	12.0	17,827,533	15,202,432	13,555,136
25		秦野市	4.25	20	6.0	16,748,646	13,713,177	12,398,184
26	三重県	津市	4.45	20	0.0	19,594,200	15,085,800	12,831,600
27	大阪府	和泉市	4.45	20	0.0	17,483,796	15,011,340	13,421,904
28	兵庫県	伊丹市	3.35	45	10.0	17,594,118	15,186,998	13,383,138
29		川西市	4.45	20	10.0	16,786,308	14,132,184	12,797,730
30	山口県	宇部市	4.45	20	0.0	14,523,600	12,140,700	10,996,560
31		山口市	3.35	50	0.0	16,854,750	13,790,250	12,121,800
32	徳島県	徳島市	3.25	20	0.0	15,763,800	13,493,760	11,766,000
平均			4.08	23	3.9	17,222,109	14,505,783	13,029,530

類似団体の各市の状況（特別職の退職手当）

	都道府県	市	退職手当（教育長は任期3年。市長、副市長は任期4年。）							
			算定基礎 給料	算定式	支給率			支給額(円)		
					市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	本則	年	390/100	280/100	225/100	16,770,000	10,024,000	5,298,750
2	北海道	釧路市	本則	年	468/100	374/100	273/100	19,362,780	12,491,600	5,937,750
3		苫小牧市	本則	年	480/100	400/100	280/100	18,816,000	12,800,000	5,712,000
4	埼玉県	狭山市	本則	月	483/100	289.8/100	276/100	18,740,400	9,447,480	6,210,000
5		上尾市	本則	月	483/100	289.8/100	276/100	17,388,000	8,694,000	5,754,600
6		新座市	本則	月	483/100	289.8/100	276/100	17,735,760	8,891,064	5,812,560
7		久喜市	本則	月	483/100	289.8/100	276/100	18,489,240	9,331,560	6,102,360
8	千葉県	市川市	本則	月	540/100	348/100	228/100	21,945,600	11,651,040	5,088,960
9		松戸市	本則	月	564/100	312/100	228/100	23,688,000	10,732,800	5,198,400
10		野田市	本則	月	540/100	300/100	240/100	20,995,200	9,972,000	5,400,000
11		佐倉市	本則	月	420/100	300/100	240/100	15,792,000	9,600,000	5,184,000
12		習志野市	本則	月	540/100	300/100	240/100	20,520,000	9,720,000	5,256,000
13		流山市	本則	月	420/100	300/100	240/100	15,565,200	9,600,000	5,337,360
14		八千代市	本則	月	420/100	300/100	240/100	15,892,800	9,648,000	5,306,400
15		浦安市	本則	月	420/100	300/100	240/100	16,800,000	9,960,000	5,400,000
16	東京都	立川市	本則	年	350/100	300/100	200/100	14,574,000	10,812,000	4,794,000
17		府中市	本則	年	350/100	300/100	200/100	15,120,000	11,160,000	4,980,000
18		町田市	本則	年	341/100	287/100	200/100	14,458,400	10,332,000	4,920,000
19		小平市	本則	年	400/100	300/100	250/100	16,800,000	10,800,000	6,075,000
20		日野市	本則	年	350/100	300/100	250/100	13,860,000	10,140,000	5,887,500
21		東村山市	本則	年	310/100	270/100	180/100	11,693,200	8,650,800	3,996,000
22		西東京市	本則	年	350/100	300/100	250/100	13,860,000	10,524,000	5,835,000
23	神奈川県	鎌倉市	本則	年	400/100	320/100	240/100	15,376,000	10,419,200	5,155,200
24		藤沢市	本則	月	384/100	276/100	216/100	16,343,040	9,858,720	4,963,680
25		秦野市	本則	年	400/100	300/100	200/100	15,008,000	9,216,000	4,104,000
26	三重県	津市	本則	月	660/100	420/100	300/100	29,832,000	14,616,000	6,660,000
27	大阪府	和泉市	本則	月	516/100	336/100	240/100	20,433,600	11,424,000	5,472,000
28	兵庫県	伊丹市	減額後	月	480/100	288/100	216/100	18,299,904	9,477,734	4,698,000
29		川西市	減額後	月	480/100	288/100	216/100	16,026,240	8,252,928	4,278,420
30	山口県	宇部市	本則	月	600/100	480/100	100/100	22,560,000	14,496,000	2,052,000
31		山口市	本則	月	648/100	432/100	324/100	25,660,800	13,996,800	6,920,640
32	徳島県	徳島市	本則	月	481/100	384.3/100	192.4/100	25,253,384	16,791,040	6,129,420
平均			-	-	457.3/100	320.5/100	236/100	18,239,361	10,735,336	5,310,000

※支給率は年率にそろえている。

類似団体の各市の状況（議員の報酬月額）

	都道府県	市	人口(人) R1.7.1現在	職員数 (人) (H31.4)	議員定数(人)		報酬月額(円)			
					条例定数	実数	議長	副議長	議員	減額 措置
1	京都府	宇治市	186,683	1,423	28	28	635,000	585,000	535,000	-
2	北海道	釧路市	168,813	2,497	28	28	600,000	540,000	490,000	-
3		苫小牧市	171,358	1,881	28	28	520,000	480,000	440,000	-
4	埼玉県	狭山市	151,082	859	22	22	510,000	460,000	440,000	-
5		上尾市	228,627	1,419	30	27	505,000	460,000	435,000	-
6		新座市	165,478	872	26	26	463,000	420,000	400,000	-
7		久喜市	153,396	905	27	27	483,000	433,000	410,000	-
8	千葉県	市川市	489,968	3,151	42	42	724,000	652,000	604,000	-
9		松戸市	498,032	4,195	44	44	720,000	660,000	590,000	-
10		野田市	154,445	1,039	28	28	547,000	492,000	450,000	-
11		佐倉市	175,355	1,032	28	28	520,000	480,000	460,000	-
12		習志野市	173,694	1,437	30	30	540,000	500,000	480,000	-
13		流山市	193,026	1,078	28	28	547,900	488,100	458,250	-
14		八千代市	199,245	1,324	28	28	520,000	480,000	460,000	-
15		浦安市	170,387	1,380	21	21	630,000	560,000	520,000	-
16	東京都	立川市	184,225	1,071	28	28	662,000	599,000	555,000	-
17		府中市	260,742	1,319	30	30	650,000	570,000	550,000	-
18		町田市	429,122	2,321	36	36	640,000	580,000	550,000	-
19		小平市	194,445	950	28	27	650,000	580,000	550,000	-
20		日野市	89,383	1,405	24	24	625,000	560,000	545,000	-
21		東村山市	151,133	790	25	25	558,000	506,000	485,000	-
22		西東京市	204,260	999	28	28	627,000	561,000	528,000	-
23	神奈川県	鎌倉市	176,426	1,333	26	24	579,000	520,000	479,000	-
24		藤沢市	434,110	3,691	36	36	690,000	610,000	565,000	-
25		秦野市	165,087	1,083	24	23	542,000	473,000	433,000	-
26	三重県	津市	278,516	2,558	34	34	670,000	610,000	550,000	-
27	大阪府	和泉市	186,046	1,103	24	24	660,000	630,000	600,000	-
28	兵庫県	伊丹市	203,300	2,130	28	28	720,000	646,000	584,000	-
29		川西市	157,588	1,104	26	26	701,000	629,000	570,000	-
30	山口県	宇部市	164,695	1,228	28	28	551,000	498,000	470,000	-
31		山口市	191,672	1,715	34	34	557,000	480,000	449,000	-
32	徳島県	徳島市	253,197	2,779	30	30	714,000	647,000	606,000	-
平均			218,861	1,627	29	29	601,903	543,409	507,539	-

類似団体の各市の状況（議員の期末手当・年収）

	都道府県	市	期末手当		年収(円)		
			支給月数	加算率(%)	議長	副議長	議員
1	京都府	宇治市	3.35	30	10,385,424	9,567,674	8,749,924
2	北海道	釧路市	3.35	45	10,114,500	9,103,050	8,260,174
3		苫小牧市	4.45	15	8,901,100	8,216,400	7,531,700
4	埼玉県	狭山市	4.20	20	8,690,400	7,838,400	7,497,600
5		上尾市	4.45	20	8,756,700	7,976,400	7,542,900
6		新座市	3.35	20	7,417,260	6,728,400	6,408,000
7		久喜市	4.45	20	8,375,220	7,508,220	7,109,400
8	千葉県	市川市	4.45	20	12,554,160	11,305,680	10,473,360
9		松戸市	4.45	15	12,324,600	11,297,550	10,099,324
10		野田市	4.30	20	9,386,520	8,442,720	7,722,000
11		佐倉市	4.40	20	8,985,600	8,294,400	7,948,800
12		習志野市	4.45	20	9,363,600	8,670,000	8,323,200
13		流山市	4.25	20	9,369,090	8,346,510	7,836,076
14		八千代市	4.05	15	8,661,900	7,995,600	7,662,450
15		浦安市	4.45	20	10,924,200	9,710,400	9,016,800
16	東京都	立川市	4.40	20	11,439,360	10,350,720	9,590,400
17		府中市	4.60	20	11,388,000	9,986,400	9,636,000
18		町田市	4.50	20	11,136,000	10,092,000	9,570,000
19		小平市	3.85	20	10,803,000	9,639,600	9,141,000
20		日野市	4.40	20	10,800,000	9,676,800	9,417,600
21		東村山市	4.15	0	9,011,700	8,171,900	7,832,750
22		西東京市	4.20	20	10,684,080	9,559,440	8,997,120
23	神奈川県	鎌倉市	4.45	20	10,039,860	9,016,800	8,305,860
24		藤沢市	3.40	45	11,681,700	10,327,300	9,565,450
25		秦野市	4.25	20	9,268,200	8,088,300	7,404,300
26	三重県	津市	4.05	20	11,296,200	10,284,600	9,273,000
27	大阪府	和泉市	4.45	20	11,444,400	10,924,200	10,404,000
28	兵庫県	伊丹市	3.35	45	12,137,400	10,889,946	9,844,780
29		川西市	4.45	20	12,155,340	10,906,860	9,883,800
30	山口県	宇部市	3.35	20	8,827,020	7,977,960	7,529,400
31		山口市	3.35	20	8,923,140	7,689,600	7,192,980
32	徳島県	徳島市	3.25	20	11,352,600	10,287,300	9,635,400
平均			4.09	22	10,206,196	9,214,723	8,606,423

類似団体の各市の状況（特別職・議員の任期内収入）

任期：教育長3年。その他4年。（万円）

	都道府県	市	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
1	京都府	宇治市	8,193.6	6,513.8	4,183.7	4,154.2	3,827.1	3,500.0
2	北海道	釧路市	8,579.3	6,711.6	4,206.3	4,045.8	3,641.2	3,304.1
3		苫小牧市	8,591.7	6,757.6	4,063.2	3,560.4	3,286.6	3,012.7
4	埼玉県	狭山市	8,485.6	6,499.8	4,455.0	3,476.2	3,135.4	2,999.0
5		上尾市	8,168.5	6,227.5	4,299.3	3,502.7	3,190.6	3,017.2
6		新座市	7,597.3	5,754.9	4,106.9	2,966.9	2,691.4	2,563.2
7		久喜市	8,486.7	6,516.6	4,444.1	3,350.1	3,003.3	2,843.8
8	千葉県	市川市	10,087.2	7,667.2	4,843.6	5,021.7	4,522.3	4,189.3
9		松戸市	10,277.1	7,550.5	4,812.9	4,929.8	4,519.0	4,039.7
10		野田市	9,171.6	7,043.4	4,632.7	3,754.6	3,377.1	3,088.8
11		佐倉市	8,674.2	6,998.3	4,594.3	3,594.2	3,317.8	3,179.5
12		習志野市	8,641.2	6,590.2	4,323.1	3,745.4	3,468.0	3,329.3
13		流山市	8,428.0	6,893.3	4,657.2	3,747.6	3,338.6	3,134.4
14		八千代市	8,396.7	6,750.4	4,508.3	3,464.8	3,198.2	3,065.0
15		浦安市	9,448.3	7,443.7	4,909.7	4,369.7	3,884.2	3,606.7
16	東京都	立川市	8,836.0	7,467.5	4,726.9	4,575.7	4,140.3	3,836.2
17		府中市	9,080.6	7,633.4	4,860.5	4,555.2	3,994.6	3,854.4
18		町田市	8,721.7	7,210.8	4,713.4	4,454.4	4,036.8	3,828.0
19		小平市	8,660.4	7,063.2	4,646.2	4,321.2	3,855.8	3,656.4
20		日野市	8,015.0	6,672.1	4,531.0	4,320.0	3,870.7	3,767.0
21		東村山市	7,483.6	6,228.6	4,115.9	3,604.7	3,268.8	3,133.1
22		西東京市	8,133.8	7,030.0	4,560.6	4,273.6	3,823.8	3,598.8
23	神奈川県	鎌倉市	8,438.3	6,887.1	4,371.6	4,015.9	3,606.7	3,322.3
24		藤沢市	8,765.3	7,066.8	4,562.9	4,672.7	4,130.9	3,826.2
25		秦野市	8,200.3	6,406.9	4,129.9	3,707.3	3,235.3	2,961.7
26	三重県	津市	10,820.9	7,495.9	4,515.5	4,518.5	4,113.8	3,709.2
27	大阪府	和泉市	9,036.9	7,146.9	4,573.8	4,577.8	4,369.7	4,161.6
28	兵庫県	伊丹市	8,867.6	7,022.6	4,484.7	4,855.0	4,356.0	3,937.9
29		川西市	8,317.1	6,478.2	4,267.2	4,862.1	4,362.7	3,953.5
30	山口県	宇部市	8,065.4	6,305.9	3,504.2	3,530.8	3,191.2	3,011.8
31		山口市	9,308.0	6,915.8	4,328.6	3,569.3	3,075.8	2,877.2
32	徳島県	徳島市	8,830.9	7,076.6	4,142.7	4,541.0	4,114.9	3,854.2
平均			8,712.8	6,875.8	4,439.9	4,082.5	3,685.9	3,442.6

府内の各市の状況（特別職の給料月額・期末手当・年収）

	市	人口 (人) R1.7.1現在	職員数 (人) (H31.4)	ラスパ イレス 指数 (H30)	給料月額(円)						期末手当		地 域 手 当 (%)	年収(円)			
					本則の給料月額			減額措置後の給料月額			支 給 月 数	加 算 率 (%)		市 長	副 市 長	教 育 長	
					市 長	副 市 長	教 育 長	市 長	副 市 長	教 育 長							
1	宇治市	186,683	1,423	102.7	1,075,000	895,000	785,000	有	967,500	823,400	730,050	3.35	30	0.0	16,291,624	13,778,524	12,179,274
2	京都市	1,411,116	19,487	102.5	1,390,000	1,100,000	573,000	有	1,120,000	968,000	580,000	3.35(4.45)	45 (43)	10.0	20,956,564	18,027,196	11,648,150
3	福知山市	77,793	1,418	100.0	935,000	760,000	685,000	有	841,500	722,000	650,750	3.35	15	0.0	13,700,086	11,591,900	10,447,962
4	舞鶴市	80,501	827	101.0	949,000	781,000	688,000	有	920,530	757,570	667,360	3.35	15	0.0	14,702,383	12,099,643	10,658,840
5	綾部市	33,426	390	97.7	880,000	720,000	640,000	-	-	-	-	3.35	15	0.0	13,950,200	11,413,800	10,145,600
6	宮津市	17,826	223	96.8	900,000	730,000	660,000	有	720,000	584,000	528,000	3.35	15	0.0	12,107,250	9,820,324	8,878,650
7	亀岡市	88,780	753	99.0	985,000	787,000	694,000	-	-	-	-	3.35	15	6.0	16,551,594	13,224,472	11,661,732
8	城陽市	76,221	478	101.6	946,000	780,000	701,000	-	-	-	-	3.30	15	3.0	15,390,332	12,689,702	11,404,462
9	向日市	57,565	390	100.7	874,000	722,000	651,000	-	-	-	-	3.35	30	6.0	15,125,576	12,495,042	11,266,304
10	長岡京市	81,156	561	100.5	930,000	770,000	686,000	有	901,600	746,400	665,000	3.35	15	12.0	16,007,726	13,252,182	11,806,942
11	八幡市	71,016	600	98.9	848,700	721,300	654,700	-	-	-	-	3.35	15	6.0	14,261,256	12,120,474	11,001,348
12	京田辺市	70,009	668	100.3	875,000	730,000	680,000	-	-	-	-	4.00	15	10.0	15,977,499	13,329,799	12,416,800
13	京丹後市	54,583	1,053	94.4	863,000	697,000	628,000	有	819,850	662,150	596,600	3.35	15	0.0	12,996,672	10,496,732	9,457,600
14	南丹市	31,733	376	96.1	736,000	647,800	579,200	-	-	-	-	3.35	15	0.0	11,667,440	10,269,248	9,181,768
15	木津川市	77,758	490	95.9	880,000	730,000	660,000	有	792,000	657,000	594,000	3.35	35	6.0	13,839,130	11,480,188	10,379,348
	平均	161,078	1,942	99.2	937,780	771,407	664,327	-	885,373	740,065	626,470	3.39	19	4	14,901,689	12,405,948	10,835,652
	京都市除く平均	71,789	689	99.0	905,479	747,936	670,850	-	851,854	707,503	633,109	3.39	19	4	14,469,198	12,004,431	10,777,616

府内の各市の状況（特別職の退職手当）

	市	退職手当(教育長は任期3年。市長、副市長は任期4年。)							
		算定基礎 給料	算定式	支給率			支給額(円)		
				市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長
1	宇治市	本則	年	390/100	280/100	225/100	16,770,000	10,024,000	5,298,750
2	京都市	本則	月	612/100	472.8/100	369.6/100	34,027,200	20,803,200	6,353,424
3	福知山市	退職月の 給与月額 による	年	408/100	264/100	216/100	13,733,280	7,624,320	4,216,860
4	舞鶴市	本則	年	550/100	367/100	303/100	20,878,000	11,465,080	6,253,920
5	綾部市	本則	年	530/100	315/100	270/100	18,656,000	9,072,000	5,184,000
6	宮津市	減額後	年	530/100	315/100	270/100	15,264,000	7,358,400	4,276,800
7	亀岡市	本則	月	550/100	325/100	280/100	21,670,000	10,231,000	5,829,600
8	城陽市	本則	年	530/100	315/100	270/100	20,055,200	9,828,000	5,678,100
9	向日市	本則	年	530/100	315/100	270/100	18,528,800	9,097,200	5,273,100
10	長岡京市	減額後	年	600/100	350/100	300/100	21,638,400	10,449,600	5,985,000
11	八幡市	本則	年	550/100	325/100	280/100	18,671,400	9,376,900	5,499,480
12	京田辺市	本則	年	530/100	315/100	270/100	18,550,000	9,198,000	5,508,000
13	京丹後市	本則	月	530/100	315/100	270/100	18,295,600	8,782,200	5,086,800
14	南丹市	本則	年	530/100	315/100	270/100	15,603,200	8,162,280	4,691,520
15	木津川市	減額後	年	530/100	315/100	270/100	18,656,000	9,198,000	5,346,000
	平均	-	-	527/100	327/100	276/100	19,399,805	10,044,679	5,365,424
	京都市除く平均	-	-	521/100	317/100	269/100	18,354,991	9,276,213	5,294,852

※支給率は年率にそろえている。

府内の各市の状況（議員の報酬月額・期末手当・年収）

	市	人口(人) R1.7.1現在	職員数 (人) (H31.4)	議員定数(人)		報酬月額(円)				期末手当		年収(円)		
				条例定数	実数	議長	副議長	議員	減額 措置	支給月数	加算率 (%)	議長	副議長	議員
1	宇治市	186,683	1,423	28	28	635,000	585,000	535,000	-	3.35	30	10,385,424	9,567,674	8,749,924
2	京都市	1,411,116	19,487	67	67	1,120,000	1,030,000	960,000	有	3.35	45	18,880,400	17,363,224	16,183,200
3	福知山市	77,793	1,418	24	24	495,000	440,000	410,000	-	3.35	15	7,846,986	6,975,100	6,499,524
4	舞鶴市	80,501	827	26	26	570,000	480,000	440,000	-	3.35	15	9,035,923	7,609,200	6,975,100
5	綾部市	33,426	390	18	18	450,000	400,000	365,000	-	3.35	15	7,133,625	6,341,000	5,786,163
6	宮津市	17,826	223	14	13	430,000	370,000	350,000	有	3.35	15	6,816,574	5,865,424	5,548,374
7	亀岡市	88,780	753	24	24	560,000	490,000	440,000	-	3.35	15	8,877,400	7,767,724	6,975,100
8	城陽市	76,221	478	20	20	560,000	495,000	445,000	-	3.30	15	8,845,200	7,818,524	7,028,774
9	向日市	57,565	390	20	20	475,000	440,000	400,000	-	3.35	15	7,529,938	6,975,100	6,341,000
10	長岡京市	81,156	561	24	24	520,000	490,000	450,000	-	3.35	15	8,243,300	7,767,726	7,133,626
11	八幡市	71,016	600	21	21	550,000	500,000	470,000	-	3.35	15	8,718,876	7,926,250	7,450,676
12	京田辺市	70,009	668	20	20	515,000	430,000	400,000	-	3.35	15	8,164,036	6,816,574	6,341,000
13	京丹後市	54,583	1,053	22	22	450,000	400,000	380,000	-	3.35	15	7,133,624	6,341,000	6,023,950
14	南丹市	31,733	376	22	22	470,000	415,000	380,000	-	3.35	15	7,450,676	6,578,788	6,023,950
15	木津川市	77,758	490	20	20	470,000	380,000	350,000	-	3.35	15	7,450,674	6,023,950	5,548,374
平均		161,078	1,942	25	25	551,333	489,667	451,667	-	3.35	18	8,834,177	7,849,151	7,240,582
京都市除く平均		71,789	689	22	22	510,714	451,071	415,357	-	3.35	16	8,116,590	7,169,574	6,601,824

府内の各市の状況（特別職・議員の任期内収入）

任期：教育長3年。その他4年。（万円）

	市	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
1	宇治市	8,193.6	6,513.8	4,183.7	4,154.2	3,827.1	3,500.0
2	京都市	11,785.3	9,291.2	4,129.8	7,552.2	6,945.3	6,473.3
3	福知山市	6,853.4	5,399.2	3,556.1	3,138.8	2,790.0	2,599.8
4	舞鶴市	7,968.8	5,986.4	3,823.0	3,614.4	3,043.7	2,790.0
5	綾部市	7,445.7	5,472.7	3,562.1	2,853.5	2,536.4	2,314.5
6	宮津市	6,369.3	4,664.0	3,091.3	2,726.6	2,346.2	2,219.3
7	亀岡市	8,787.6	6,312.9	4,081.5	3,551.0	3,107.1	2,790.0
8	城陽市	8,161.7	6,058.7	3,989.1	3,538.1	3,127.4	2,811.5
9	向日市	7,903.1	5,907.7	3,907.2	3,012.0	2,790.0	2,536.4
10	長岡京市	8,566.9	6,345.8	4,140.6	3,297.3	3,107.1	2,853.5
11	八幡市	7,571.6	5,785.9	3,850.4	3,487.6	3,170.5	2,980.3
12	京田辺市	8,246.0	6,251.7	4,275.8	3,265.6	2,726.6	2,536.4
13	京丹後市	7,028.2	5,076.9	3,346.0	2,853.4	2,536.4	2,409.6
14	南丹市	6,227.3	4,923.9	3,223.7	2,980.3	2,631.5	2,409.6
15	木津川市	7,401.3	5,511.9	3,648.4	2,980.3	2,409.6	2,219.3
	平均	7,900.7	5,966.8	3,787.2	3,533.7	3,139.7	2,896.2
	京都市除く平均	7,623.2	5,729.4	3,762.8	3,246.6	2,867.8	2,640.7

類似団体の主要項目の順位

順位	人口(人) R1.7.1現在			職員数(人) H31.4.1現在			議員定数 実数(人)			順位
	1	千葉県	松戸市	498,032	千葉県	松戸市	4,195	千葉県	松戸市	
2	千葉県	市川市	489,968	神奈川県	藤沢市	3,691	千葉県	市川市	42	2
3	神奈川県	藤沢市	434,110	千葉県	市川市	3,151	東京都	町田市	36	3
4	東京都	町田市	429,122	徳島県	徳島市	2,779	神奈川県	藤沢市	36	4
5	三重県	津市	278,516	三重県	津市	2,558	三重県	津市	34	5
6	東京都	府中市	260,742	北海道	釧路市	2,497	山口県	山口市	34	6
7	徳島県	徳島市	253,197	東京都	町田市	2,321	千葉県	習志野市	30	7
8	埼玉県	上尾市	228,627	兵庫県	伊丹市	2,130	東京都	府中市	30	8
9	東京都	西東京市	204,260	北海道	苫小牧市	1,881	徳島県	徳島市	30	9
10	兵庫県	伊丹市	203,300	山口県	山口市	1,715	京都府	宇治市	28	10
11	千葉県	八千代市	199,245	千葉県	習志野市	1,437	北海道	釧路市	28	11
12	東京都	小平市	194,445	京都府	宇治市	1,423	北海道	苫小牧市	28	12
13	千葉県	流山市	193,026	埼玉県	上尾市	1,419	千葉県	野田市	28	13
14	山口県	山口市	191,672	東京都	日野市	1,405	千葉県	佐倉市	28	14
15	京都府	宇治市	186,683	千葉県	浦安市	1,380	千葉県	流山市	28	15
16	大阪府	和泉市	186,046	神奈川県	鎌倉市	1,333	千葉県	八千代市	28	16
17	東京都	立川市	184,225	千葉県	八千代市	1,324	東京都	立川市	28	17
18	神奈川県	鎌倉市	176,426	東京都	府中市	1,319	東京都	西東京市	28	18
19	千葉県	佐倉市	175,355	山口県	宇部市	1,228	兵庫県	伊丹市	28	19
20	千葉県	習志野市	173,694	兵庫県	川西市	1,104	山口県	宇部市	28	20
21	北海道	苫小牧市	171,358	大阪府	和泉市	1,103	埼玉県	上尾市	27	21
22	千葉県	浦安市	170,387	神奈川県	秦野市	1,083	埼玉県	久喜市	27	22
23	北海道	釧路市	168,813	千葉県	流山市	1,078	東京都	小平市	27	23
24	埼玉県	新座市	165,478	東京都	立川市	1,071	埼玉県	新座市	26	24
25	神奈川県	秦野市	165,087	千葉県	野田市	1,039	兵庫県	川西市	26	25
26	山口県	宇部市	164,695	千葉県	佐倉市	1,032	東京都	東村山市	25	26
27	兵庫県	川西市	157,588	東京都	西東京市	999	東京都	日野市	24	27
28	千葉県	野田市	154,445	東京都	小平市	950	神奈川県	鎌倉市	24	28
29	埼玉県	久喜市	153,396	埼玉県	久喜市	905	大阪府	和泉市	24	29
30	東京都	東村山市	151,133	埼玉県	新座市	872	神奈川県	秦野市	23	30
31	埼玉県	狭山市	151,082	埼玉県	狭山市	859	埼玉県	狭山市	22	31
32	東京都	日野市	89,383	東京都	東村山市	790	千葉県	浦安市	21	32
	平均		218,860.5	平均		1,627.22	平均		28.8	
	宇治市を除く平均		219,898.5	宇治市を除く平均		1,633.81	宇治市を除く平均		28.8	

類似団体の主要項目の順位

順位	ラスパイルズ指数(H30)			財政力指数 (1.0を超えれば地方交付税の不 交付団体になる。)			経常収支比率 (比率が高いほど財政の自由度 が少ない)			順位
	都道府県	市	指数	都道府県	市	指数	都道府県	市	比率	
1	埼玉県	上尾市	103.4	千葉県	浦安市	1.52	京都府	宇治市	98.9	1
2	京都府	宇治市	102.7	東京都	府中市	1.21	千葉県	佐倉市	98.3	2
3	千葉県	八千代市	102.2	東京都	立川市	1.17	神奈川県	鎌倉市	97.8	3
4	千葉県	市川市	102.1	神奈川県	鎌倉市	1.08	兵庫県	川西市	97.7	4
5	千葉県	佐倉市	101.9	千葉県	市川市	1.05	大阪府	和泉市	97.2	5
6	千葉県	習志野市	101.6	神奈川県	藤沢市	1.05	徳島県	徳島市	96.7	6
7	神奈川県	藤沢市	101.6	東京都	町田市	0.98	北海道	釧路市	96.6	7
8	千葉県	松戸市	101.3	東京都	小平市	0.98	神奈川県	秦野市	96.1	8
9	千葉県	流山市	101.3	東京都	日野市	0.98	千葉県	八千代市	95.6	9
10	埼玉県	狭山市	101.1	千葉県	八千代市	0.94	埼玉県	上尾市	95.4	10
11	千葉県	浦安市	101.1	千葉県	習志野市	0.93	東京都	西東京市	95.1	11
12	東京都	東村山市	101.0	千葉県	流山市	0.93	千葉県	習志野市	94.9	12
13	東京都	町田市	100.8	埼玉県	新座市	0.91	三重県	津市	94.9	13
14	神奈川県	秦野市	100.8	千葉県	佐倉市	0.91	埼玉県	新座市	94.7	14
15	山口県	山口市	100.5	東京都	西東京市	0.91	兵庫県	伊丹市	94.4	15
16	三重県	津市	100.4	埼玉県	狭山市	0.90	千葉県	野田市	94.3	16
17	東京都	府中市	100.2	埼玉県	上尾市	0.90	山口県	宇部市	93.4	17
18	東京都	小平市	100.2	千葉県	松戸市	0.90	東京都	小平市	93.0	18
19	東京都	西東京市	100.2	神奈川県	秦野市	0.90	埼玉県	久喜市	92.4	19
20	兵庫県	伊丹市	100.2	埼玉県	久喜市	0.87	千葉県	松戸市	92.4	20
21	山口県	宇部市	100.1	千葉県	野田市	0.86	埼玉県	狭山市	91.9	21
22	埼玉県	新座市	100.0	兵庫県	伊丹市	0.83	東京都	東村山市	91.7	22
23	東京都	立川市	99.9	東京都	東村山市	0.82	千葉県	市川市	91.1	23
24	神奈川県	鎌倉市	99.9	徳島県	徳島市	0.82	山口県	山口市	90.9	24
25	北海道	釧路市	99.8	北海道	苫小牧市	0.77	東京都	町田市	90.5	25
26	徳島県	徳島市	99.7	京都府	宇治市	0.76	東京都	立川市	90.0	26
27	兵庫県	川西市	99.1	大阪府	和泉市	0.74	東京都	日野市	89.9	27
28	千葉県	野田市	99.0	兵庫県	川西市	0.74	神奈川県	藤沢市	89.7	28
29	東京都	日野市	99.0	三重県	津市	0.73	北海道	苫小牧市	88.0	29
30	北海道	苫小牧市	98.7	山口県	宇部市	0.72	千葉県	流山市	87.6	30
31	大阪府	和泉市	98.4	山口県	山口市	0.65	千葉県	浦安市	84.8	31
32	埼玉県	久喜市	96.9	北海道	釧路市	0.45	東京都	府中市	84.0	32
平均			100.5	平均			0.90	平均		93.1
宇治市を除く平均			100.4	宇治市を除く平均			0.91	宇治市を除く平均		92.9

※宇治市は全国自治体別・公務員年収ランキング(H29) 301位(東洋経済調べ)。

類似団体の主要項目の順位

順位	個人市民税 市民一人あたり(千円)			個人市民税 地方税に占める割合(%)			個人市民税 歳入に占める割合(%)			順位
	県	市	値	県	市	値	県	市	値	
1	千葉県	浦安市	99.9	千葉県	流山市	47.6	神奈川県	鎌倉市	25.7	1
2	神奈川県	鎌倉市	90.2	千葉県	松戸市	47.0	千葉県	市川市	25.2	2
3	千葉県	市川市	78.8	東京都	西東京市	46.8	千葉県	佐倉市	23.2	3
4	東京都	府中市	76.6	千葉県	佐倉市	46.4	千葉県	流山市	22.9	4
5	神奈川県	藤沢市	75.6	兵庫県	川西市	46.4	千葉県	八千代市	22.8	5
6	東京都	西東京市	73.8	千葉県	市川市	46.3	千葉県	浦安市	22.2	6
7	千葉県	習志野市	72.6	東京都	町田市	44.9	埼玉県	上尾市	21.2	7
8	東京都	町田市	71.8	千葉県	習志野市	44.7	千葉県	習志野市	21.2	8
9	東京都	小平市	71.0	神奈川県	鎌倉市	44.6	東京都	小平市	21.2	9
10	東京都	日野市	70.9	東京都	東村山市	44.6	千葉県	松戸市	21.0	10
11	東京都	立川市	70.7	千葉県	八千代市	43.8	東京都	西東京市	20.7	11
12	千葉県	流山市	68.6	埼玉県	上尾市	43.7	神奈川県	藤沢市	20.4	12
13	千葉県	松戸市	65.4	東京都	小平市	43.6	東京都	町田市	20.1	13
14	千葉県	八千代市	63.9	東京都	日野市	42.7	埼玉県	狭山市	19.7	14
15	千葉県	佐倉市	63.8	埼玉県	新座市	42.7	東京都	日野市	19.0	15
16	東京都	東村山市	61.7	京都府	宇治市	42.0	神奈川県	秦野市	17.6	16
17	埼玉県	新座市	61.5	千葉県	浦安市	40.9	埼玉県	新座市	17.1	17
18	埼玉県	上尾市	58.9	神奈川県	藤沢市	40.4	東京都	東村山市	17.0	18
19	兵庫県	川西市	58.1	大阪府	和泉市	40.2	東京都	府中市	16.9	19
20	埼玉県	狭山市	57.7	埼玉県	狭山市	40.1	東京都	立川市	16.9	20
21	三重県	津市	56.8	神奈川県	秦野市	39.5	埼玉県	久喜市	16.4	21
22	神奈川県	秦野市	56.7	三重県	津市	38.6	兵庫県	川西市	15.8	22
23	埼玉県	久喜市	56.2	東京都	府中市	38.5	兵庫県	伊丹市	15.6	23
24	兵庫県	伊丹市	55.4	埼玉県	久喜市	38.4	京都府	宇治市	15.5	24
25	徳島県	徳島市	54.2	山口県	山口市	37.0	千葉県	野田市	15.3	25
26	京都府	宇治市	52.5	兵庫県	伊丹市	36.9	大阪府	和泉市	14.7	26
27	千葉県	野田市	52.3	北海道	釧路市	35.5	徳島県	徳島市	14.2	27
28	山口県	山口市	51.1	千葉県	野田市	35.4	三重県	津市	14.2	28
29	大阪府	和泉市	50.8	山口県	宇部市	35.1	山口県	宇部市	12.7	29
30	山口県	宇部市	50.7	徳島県	徳島市	34.7	山口県	山口市	12.5	30
31	北海道	苫小牧市	46.4	東京都	立川市	32.6	北海道	苫小牧市	10.2	31
32	北海道	釧路市	43.1	北海道	苫小牧市	28.6	北海道	釧路市	7.8	32
	平均		63.7	平均		40.9	平均		18.0	
	宇治市を除く平均		64.0	宇治市を除く平均		40.9	宇治市を除く平均		18.1	

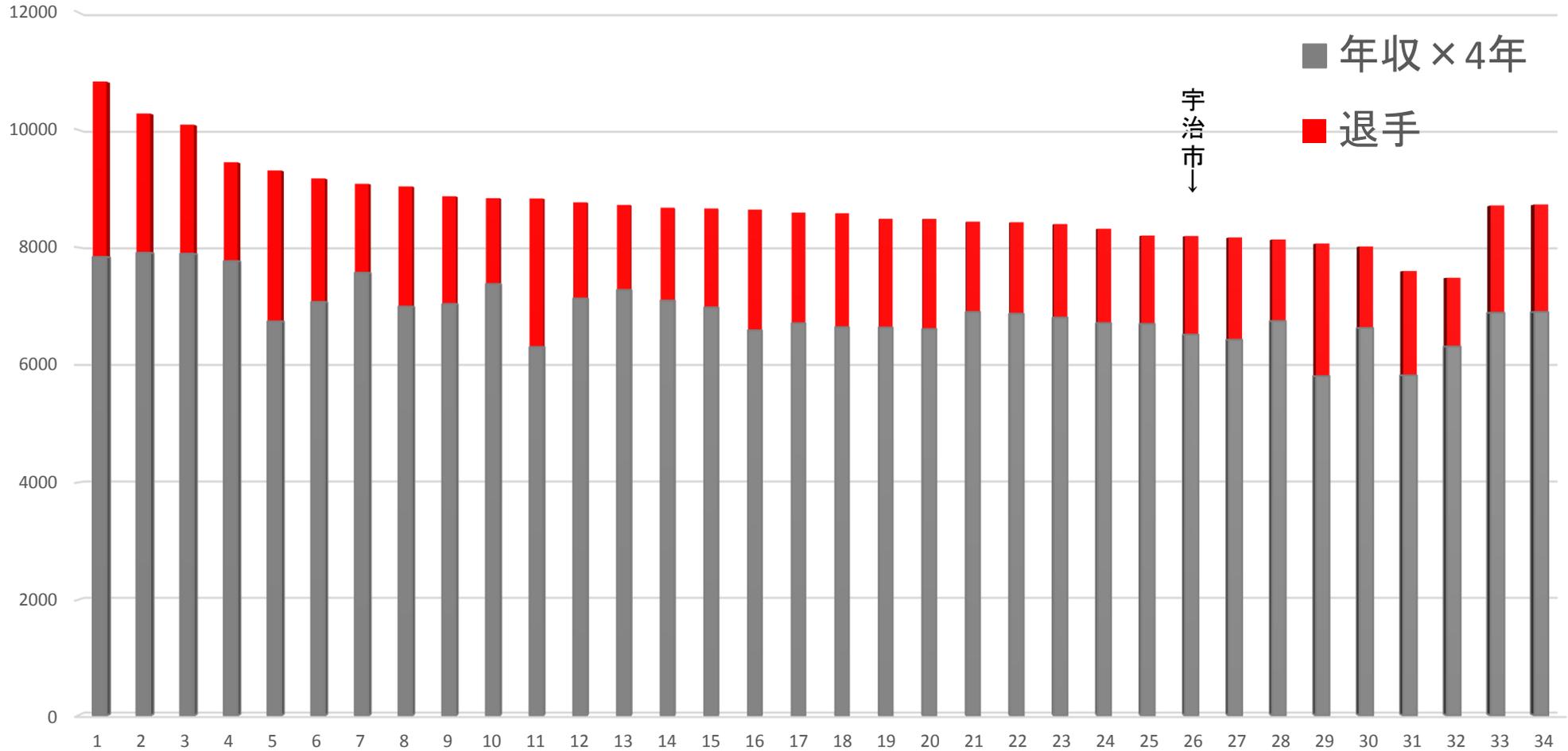
類似団体の主要項目の順位

順位	議長 報酬月額(万円)			副議長 報酬月額(万円)			議員 報酬月額(万円)			順位
	県	市	報酬月額(万円)	県	市	報酬月額(万円)	県	市	報酬月額(万円)	
1	千葉県	市川市	72.4	千葉県	松戸市	66.0	徳島県	徳島市	60.6	1
2	千葉県	松戸市	72.0	千葉県	市川市	65.2	千葉県	市川市	60.4	2
3	兵庫県	伊丹市	72.0	徳島県	徳島市	64.7	大阪府	和泉市	60.0	3
4	徳島県	徳島市	71.4	兵庫県	伊丹市	64.6	千葉県	松戸市	59.0	4
5	兵庫県	川西市	70.1	大阪府	和泉市	63.0	兵庫県	伊丹市	58.4	5
6	神奈川県	藤沢市	69.0	兵庫県	川西市	62.9	兵庫県	川西市	57.0	6
7	三重県	津市	67.0	神奈川県	藤沢市	61.0	神奈川県	藤沢市	56.5	7
8	東京都	立川市	66.2	三重県	津市	61.0	東京都	立川市	55.5	8
9	大阪府	和泉市	66.0	東京都	立川市	59.9	東京都	府中市	55.0	9
10	東京都	府中市	65.0	京都府	宇治市	58.5	東京都	町田市	55.0	10
11	東京都	小平市	65.0	東京都	町田市	58.0	東京都	小平市	55.0	11
12	東京都	町田市	64.0	東京都	小平市	58.0	三重県	津市	55.0	12
13	京都府	宇治市	63.5	東京都	府中市	57.0	東京都	日野市	54.5	13
14	千葉県	浦安市	63.0	東京都	西東京市	56.1	京都府	宇治市	53.5	14
15	東京都	西東京市	62.7	千葉県	浦安市	56.0	東京都	西東京市	52.8	15
16	東京都	日野市	62.5	東京都	日野市	56.0	千葉県	浦安市	52.0	16
17	北海道	釧路市	60.0	北海道	釧路市	54.0	北海道	釧路市	49.0	17
18	神奈川県	鎌倉市	57.9	神奈川県	鎌倉市	52.0	東京都	東村山市	48.5	18
19	東京都	東村山市	55.8	東京都	東村山市	50.6	千葉県	習志野市	48.0	19
20	山口県	山口市	55.7	千葉県	習志野市	50.0	神奈川県	鎌倉市	47.9	20
21	山口県	宇部市	55.1	山口県	宇部市	49.8	山口県	宇部市	47.0	21
22	千葉県	流山市	54.8	千葉県	野田市	49.2	千葉県	佐倉市	46.0	22
23	千葉県	野田市	54.7	千葉県	流山市	48.8	千葉県	八千代市	46.0	23
24	神奈川県	秦野市	54.2	北海道	苫小牧市	48.0	千葉県	流山市	45.8	24
25	千葉県	習志野市	54.0	千葉県	佐倉市	48.0	千葉県	野田市	45.0	25
26	北海道	苫小牧市	52.0	千葉県	八千代市	48.0	山口県	山口市	44.9	26
27	千葉県	佐倉市	52.0	山口県	山口市	48.0	北海道	苫小牧市	44.0	27
28	千葉県	八千代市	52.0	神奈川県	秦野市	47.3	埼玉県	狭山市	44.0	28
29	埼玉県	狭山市	51.0	埼玉県	狭山市	46.0	埼玉県	上尾市	43.5	29
30	埼玉県	上尾市	50.5	埼玉県	上尾市	46.0	神奈川県	秦野市	43.3	30
31	埼玉県	久喜市	48.3	埼玉県	久喜市	43.3	埼玉県	久喜市	41.0	31
32	埼玉県	新座市	46.3	埼玉県	新座市	42.0	埼玉県	新座市	40.0	32
	平均		60.2	平均		54.3	平均		50.8	
	宇治市を除く平均		60.1	宇治市を除く平均		54.2	宇治市を除く平均		50.7	

類似団体の主要項目の順位

順位	市長 年収(万円)			市長 退職手当(万円)			市長 任期4年総収入(万円)			順位
	都道府県	市	金額	都道府県	市	金額	都道府県	市	金額	
1	千葉県	松戸市	1,977.1	三重県	津市	2,983.2	三重県	津市	10,820.9	1
2	千葉県	市川市	1,973.2	山口県	山口市	2,566.1	千葉県	松戸市	10,277.1	2
3	三重県	津市	1,959.4	徳島県	徳島市	2,525.3	千葉県	市川市	10,087.2	3
4	千葉県	浦安市	1,942.1	千葉県	松戸市	2,368.8	千葉県	浦安市	9,448.3	4
5	東京都	府中市	1,892.2	山口県	宇部市	2,256.0	山口県	山口市	9,308.0	5
6	東京都	立川市	1,844.7	千葉県	市川市	2,194.6	千葉県	野田市	9,171.6	6
7	東京都	町田市	1,819.0	千葉県	野田市	2,099.5	東京都	府中市	9,080.6	7
8	神奈川県	藤沢市	1,782.8	千葉県	習志野市	2,052.0	大阪府	和泉市	9,036.9	8
9	千葉県	佐倉市	1,773.8	大阪府	和泉市	2,043.4	兵庫県	伊丹市	8,867.6	9
10	千葉県	野田市	1,768.0	北海道	釧路市	1,936.3	東京都	立川市	8,836.0	10
11	兵庫県	伊丹市	1,759.4	北海道	苫小牧市	1,881.6	徳島県	徳島市	8,830.9	11
12	大阪府	和泉市	1,748.4	埼玉県	狭山市	1,874.0	神奈川県	藤沢市	8,765.3	12
13	東京都	小平市	1,745.1	埼玉県	久喜市	1,848.9	東京都	町田市	8,721.7	13
14	神奈川県	鎌倉市	1,725.2	兵庫県	伊丹市	1,830.0	千葉県	佐倉市	8,674.2	14
15	千葉県	流山市	1,717.9	埼玉県	新座市	1,773.6	東京都	小平市	8,660.4	15
16	千葉県	八千代市	1,701.9	埼玉県	上尾市	1,738.8	千葉県	習志野市	8,641.2	16
17	東京都	西東京市	1,687.0	千葉県	浦安市	1,680.0	北海道	苫小牧市	8,591.7	17
18	山口県	山口市	1,685.5	東京都	小平市	1,680.0	北海道	釧路市	8,579.3	18
19	兵庫県	川西市	1,678.6	京都府	宇治市	1,677.0	埼玉県	久喜市	8,486.7	19
20	北海道	苫小牧市	1,677.5	神奈川県	藤沢市	1,634.3	埼玉県	狭山市	8,485.6	20
21	神奈川県	秦野市	1,674.9	兵庫県	川西市	1,602.6	神奈川県	鎌倉市	8,438.3	21
22	北海道	釧路市	1,660.8	千葉県	八千代市	1,589.3	千葉県	流山市	8,428.0	22
23	埼玉県	久喜市	1,659.4	千葉県	佐倉市	1,579.2	千葉県	八千代市	8,396.7	23
24	東京都	日野市	1,657.3	千葉県	流山市	1,556.5	兵庫県	川西市	8,317.1	24
25	埼玉県	狭山市	1,652.9	神奈川県	鎌倉市	1,537.6	神奈川県	秦野市	8,200.3	25
26	千葉県	習志野市	1,647.3	東京都	府中市	1,512.0	京都府	宇治市	8,193.6	26
27	京都府	宇治市	1,629.2	神奈川県	秦野市	1,500.8	埼玉県	上尾市	8,168.5	27
28	埼玉県	上尾市	1,607.4	東京都	立川市	1,457.4	東京都	西東京市	8,133.8	28
29	東京都	東村山市	1,578.6	東京都	町田市	1,445.8	山口県	宇部市	8,065.4	29
30	徳島県	徳島市	1,576.4	東京都	西東京市	1,386.0	東京都	日野市	8,015.0	30
31	埼玉県	新座市	1,455.9	東京都	日野市	1,386.0	埼玉県	新座市	7,597.3	31
32	山口県	宇部市	1,452.4	東京都	東村山市	1,169.3	東京都	東村山市	7,483.6	32
	平均		1,722.2	平均		1,823.9	平均		8,712.8	
	宇治市を除く平均		1,725.2	宇治市を除く平均		1,828.7	宇治市を除く平均		8,729.5	

市長の任期4年総収入比較

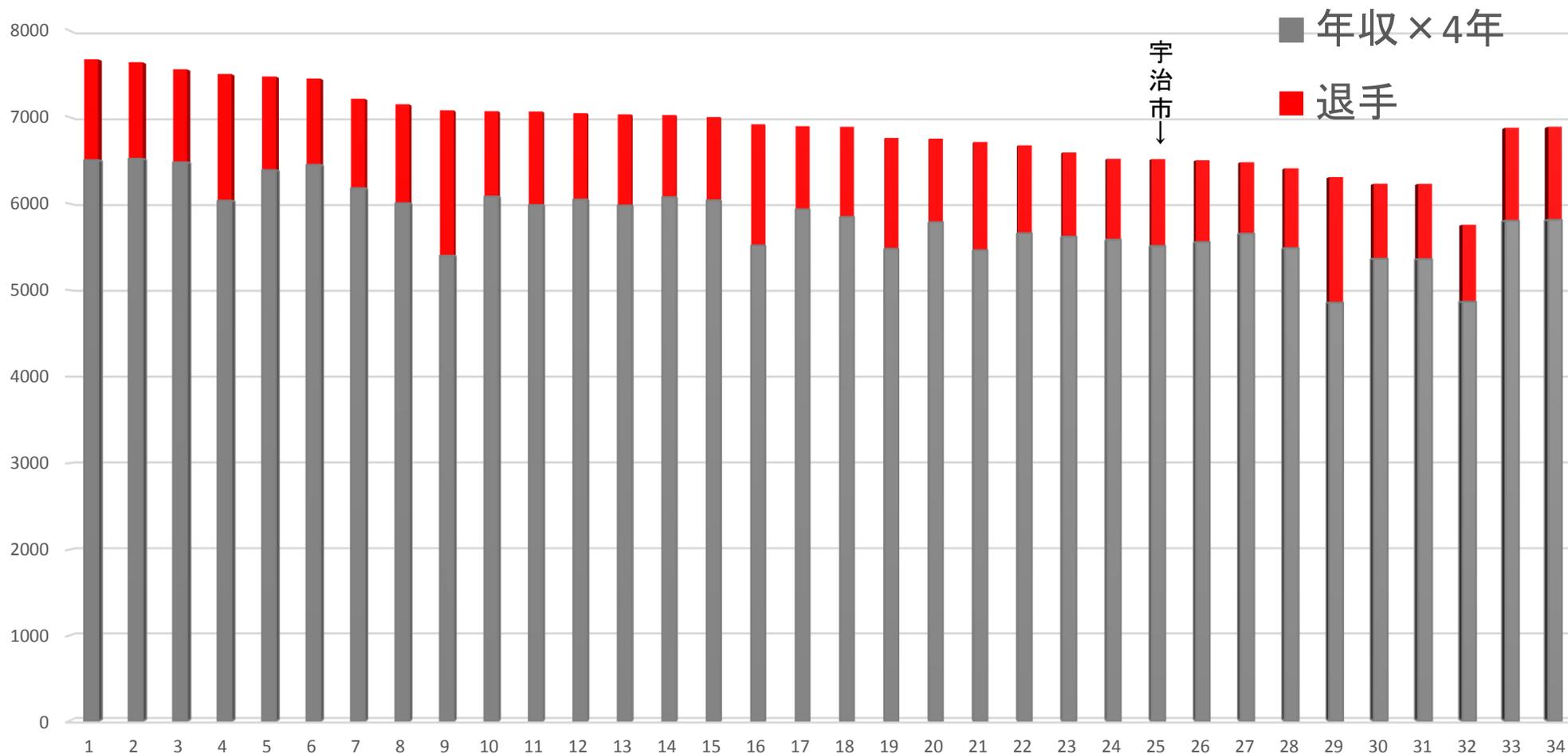


順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
	三重県	千葉県	千葉県	千葉県	山口県	千葉県	東京都	大阪府	兵庫県	東京都	徳島県	神奈川県	東京都	千葉県	東京都	千葉県	北海道	北海道	埼玉県	埼玉県	神奈川県	千葉県	千葉県	兵庫県	神奈川県	神奈川県	埼玉県	東京都	山口県	東京都	埼玉県	東京都	東京都	平均	宇治市を除く平均
	津市	松戸市	市川市	浦安市	山口市	野田市	府中市	和泉市	伊丹市	立川市	徳島市	藤沢市	町田市	佐倉市	小平市	習志野市	苫小牧市	釧路市	久喜市	狭山市	鎌倉市	流山市	八千代市	川西市	秦野市	宇治市	上尾市	西東京市	宇部市	日野市	新座市	東村山市			

類似団体の主要項目の順位

順位	副市長 年収(万円)			副市長 退職手当(万円)			副市長 任期4年総収入(万円)			順位
	都道府県	市町村	金額	都道府県	市町村	金額	都道府県	市町村	金額	
1	東京都	府中市	1,629.4	徳島県	徳島市	1,679.1	千葉県	市川市	7,667.2	1
2	千葉県	市川市	1,625.5	三重県	津市	1,461.6	東京都	府中市	7,633.4	2
3	千葉県	松戸市	1,619.3	山口県	宇部市	1,449.6	千葉県	松戸市	7,550.5	3
4	千葉県	浦安市	1,611.9	山口県	山口市	1,399.7	三重県	津市	7,495.9	4
5	東京都	立川市	1,596.6	北海道	苫小牧市	1,280.0	東京都	立川市	7,467.5	5
6	東京都	町田市	1,544.4	北海道	釧路市	1,249.2	千葉県	浦安市	7,443.7	6
7	神奈川県	藤沢市	1,520.2	千葉県	市川市	1,165.1	東京都	町田市	7,210.8	7
8	兵庫県	伊丹市	1,518.7	大阪府	和泉市	1,142.4	大阪府	和泉市	7,146.9	8
9	千葉県	野田市	1,511.6	東京都	府中市	1,116.0	徳島県	徳島市	7,076.6	9
10	千葉県	佐倉市	1,509.6	東京都	立川市	1,081.2	神奈川県	藤沢市	7,066.8	10
11	三重県	津市	1,508.6	東京都	小平市	1,080.0	東京都	小平市	7,063.2	11
12	大阪府	和泉市	1,501.1	千葉県	松戸市	1,073.3	千葉県	野田市	7,043.4	12
13	東京都	小平市	1,495.8	東京都	西東京市	1,052.4	東京都	西東京市	7,030.0	13
14	東京都	西東京市	1,494.4	神奈川県	鎌倉市	1,041.9	兵庫県	伊丹市	7,022.6	14
15	千葉県	流山市	1,483.3	東京都	町田市	1,033.2	千葉県	佐倉市	6,998.3	15
16	神奈川県	鎌倉市	1,461.3	東京都	日野市	1,014.0	山口県	山口市	6,915.8	16
17	千葉県	八千代市	1,446.4	京都府	宇治市	1,002.4	千葉県	流山市	6,893.3	17
18	東京都	日野市	1,414.5	千葉県	野田市	997.2	神奈川県	鎌倉市	6,887.1	18
19	兵庫県	川西市	1,413.2	千葉県	浦安市	996.0	北海道	苫小牧市	6,757.6	19
20	千葉県	習志野市	1,404.5	神奈川県	藤沢市	985.9	千葉県	八千代市	6,750.4	20
21	埼玉県	久喜市	1,395.9	千葉県	習志野市	972.0	北海道	釧路市	6,711.6	21
22	埼玉県	狭山市	1,388.8	千葉県	八千代市	964.8	東京都	日野市	6,672.1	22
23	山口県	山口市	1,379.0	千葉県	佐倉市	960.0	千葉県	習志野市	6,590.2	23
24	京都府	宇治市	1,377.9	千葉県	流山市	960.0	埼玉県	久喜市	6,516.6	24
25	神奈川県	秦野市	1,371.3	兵庫県	伊丹市	947.8	京都府	宇治市	6,513.8	25
26	北海道	苫小牧市	1,369.4	埼玉県	狭山市	944.7	埼玉県	狭山市	6,499.8	26
27	北海道	釧路市	1,365.6	埼玉県	久喜市	933.2	兵庫県	川西市	6,478.2	27
28	徳島県	徳島市	1,349.4	神奈川県	秦野市	921.6	神奈川県	秦野市	6,406.9	28
29	東京都	東村山市	1,340.9	埼玉県	新座市	889.1	山口県	宇部市	6,305.9	29
30	埼玉県	上尾市	1,339.5	埼玉県	上尾市	869.4	東京都	東村山市	6,228.6	30
31	埼玉県	新座市	1,216.4	東京都	東村山市	865.1	埼玉県	上尾市	6,227.5	31
32	山口県	宇部市	1,214.1	兵庫県	川西市	825.3	埼玉県	新座市	5,754.9	32
	平均		1,450.6	平均		1,073.5	平均		6,875.8	
	宇治市を除く平均		1,452.9	宇治市を除く平均		1,075.8	宇治市を除く平均		6,887.5	

副市長の任期4年総収入比較

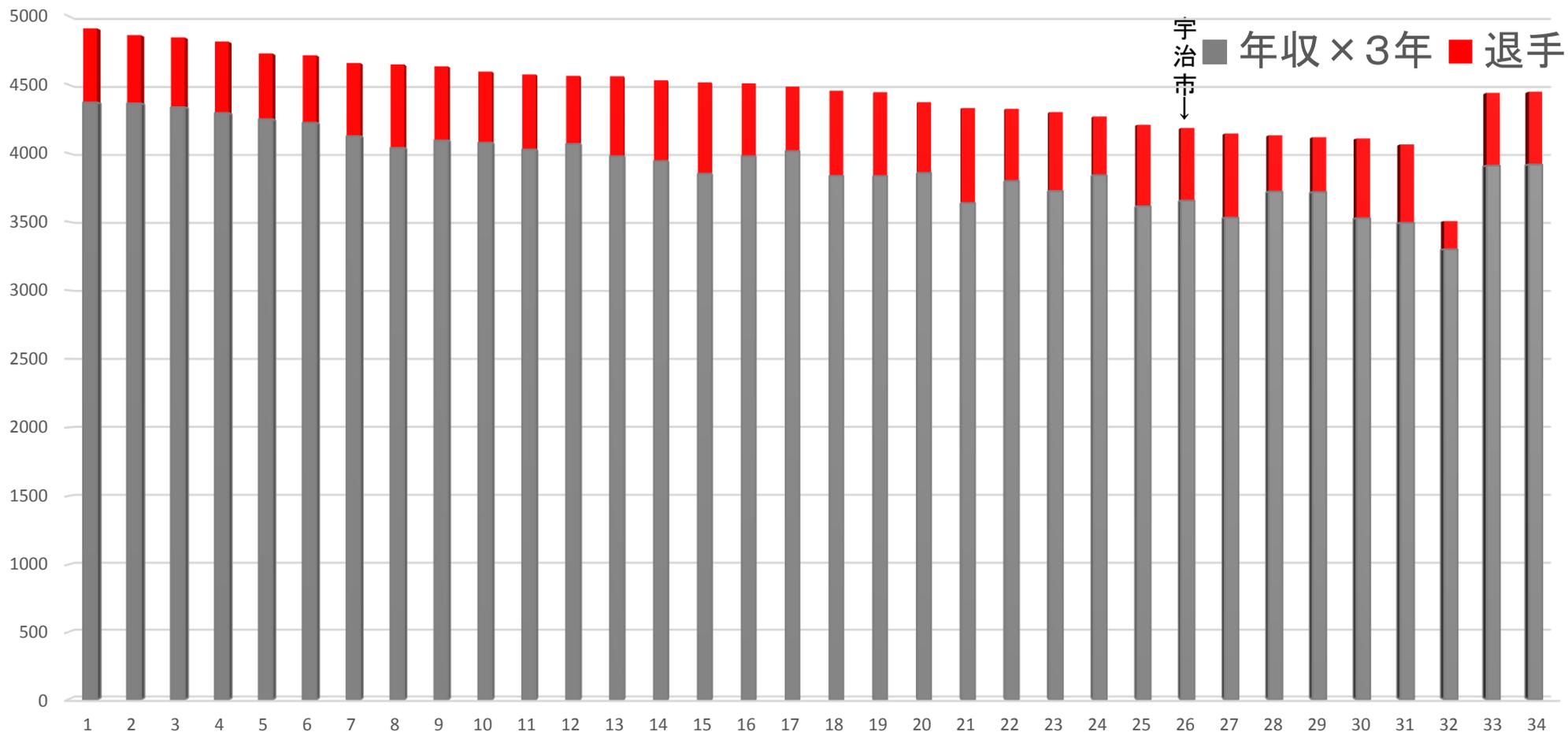


順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
	千葉県	東京都	千葉県	三重県	東京都	千葉県	東京都	大阪府	徳島県	神奈川県	東京都	千葉県	東京都	兵庫県	千葉県	山口県	千葉県	神奈川県	北海道	千葉県	北海道	東京都	千葉県	埼玉県	京都府	埼玉県	兵庫県	神奈川県	山口県	東京都	埼玉県	埼玉県	平均	宇治市を除く平均
	市川市	府中市	松戸市	津市	立川市	浦安市	町田市	和泉市	徳島市	藤沢市	小平市	野田市	西東京市	伊丹市	佐倉市	山口市	流山市	鎌倉市	苫小牧市	八千代市	釧路市	日野市	習志野市	久喜市	宇治市	狭山市	川西市	秦野市	宇部市	東村山市	上尾市	新座市		

類似団体の主要項目の順位

順位	教育長 年収(万円)			教育長 退職手当(万円)			教育長 任期3年総収入(万円)			順位
1	千葉県	浦安市	1,456.6	山口県	山口市	692.1	千葉県	浦安市	4,909.7	1
2	東京都	府中市	1,454.2	三重県	津市	666.0	東京都	府中市	4,860.5	2
3	千葉県	市川市	1,444.9	埼玉県	狭山市	621.0	千葉県	市川市	4,843.6	3
4	千葉県	松戸市	1,431.0	徳島県	徳島市	612.9	千葉県	松戸市	4,812.9	4
5	東京都	立川市	1,415.8	埼玉県	久喜市	610.2	東京都	立川市	4,726.9	5
6	東京都	町田市	1,407.1	東京都	小平市	607.5	東京都	町田市	4,713.4	6
7	千葉県	流山市	1,374.5	北海道	釧路市	593.8	千葉県	流山市	4,657.2	7
8	千葉県	野田市	1,364.2	東京都	日野市	588.8	東京都	小平市	4,646.2	8
9	千葉県	佐倉市	1,358.6	東京都	西東京市	583.5	千葉県	野田市	4,632.7	9
10	神奈川県	藤沢市	1,355.5	埼玉県	新座市	581.3	千葉県	佐倉市	4,594.3	10
11	東京都	小平市	1,346.2	埼玉県	上尾市	575.5	大阪府	和泉市	4,573.8	11
12	大阪府	和泉市	1,342.2	北海道	苫小牧市	571.2	神奈川県	藤沢市	4,562.9	12
13	兵庫県	伊丹市	1,338.3	大阪府	和泉市	547.2	東京都	西東京市	4,560.6	13
14	千葉県	八千代市	1,325.9	千葉県	浦安市	540.0	東京都	日野市	4,531.0	14
15	東京都	西東京市	1,325.7	千葉県	野田市	540.0	三重県	津市	4,515.5	15
16	東京都	日野市	1,314.1	千葉県	流山市	533.7	千葉県	八千代市	4,508.3	16
17	神奈川県	鎌倉市	1,285.4	千葉県	八千代市	530.6	兵庫県	伊丹市	4,484.7	17
18	三重県	津市	1,283.2	京都府	宇治市	529.9	埼玉県	狭山市	4,455.0	18
19	兵庫県	川西市	1,279.8	千葉県	習志野市	525.6	埼玉県	久喜市	4,444.1	19
20	埼玉県	狭山市	1,278.0	千葉県	松戸市	519.8	神奈川県	鎌倉市	4,371.6	20
21	埼玉県	久喜市	1,278.0	千葉県	佐倉市	518.4	山口県	山口市	4,328.6	21
22	千葉県	習志野市	1,265.8	神奈川県	鎌倉市	515.5	千葉県	習志野市	4,323.1	22
23	埼玉県	上尾市	1,241.3	千葉県	市川市	508.9	埼玉県	上尾市	4,299.3	23
24	神奈川県	秦野市	1,239.8	東京都	府中市	498.0	兵庫県	川西市	4,267.2	24
25	東京都	東村山市	1,238.8	神奈川県	藤沢市	496.4	北海道	釧路市	4,206.3	25
26	京都府	宇治市	1,217.9	東京都	町田市	492.0	京都府	宇治市	4,183.7	26
27	山口県	山口市	1,212.2	東京都	立川市	479.4	徳島県	徳島市	4,142.7	27
28	北海道	釧路市	1,204.2	兵庫県	伊丹市	469.8	神奈川県	秦野市	4,129.9	28
29	徳島県	徳島市	1,176.6	兵庫県	川西市	427.8	東京都	東村山市	4,115.9	29
30	埼玉県	新座市	1,175.2	神奈川県	秦野市	410.4	埼玉県	新座市	4,106.9	30
31	北海道	苫小牧市	1,164.0	東京都	東村山市	399.6	北海道	苫小牧市	4,063.2	31
32	山口県	宇部市	1,099.7	山口県	宇部市	205.2	山口県	宇部市	3,504.2	32
	平均		1,303.0	平均		531.0	平均		4,439.9	
	宇治市を除く平均		1,305.7	宇治市を除く平均		531.0	宇治市を除く平均		4,448.1	

教育長の任期3年総収入比較



順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
	千葉県	東京都	千葉県	千葉県	東京都	東京都	千葉県	東京都	千葉県	千葉県	大阪府	神奈川県	東京都	東京都	三重県	千葉県	兵庫県	埼玉県	埼玉県	神奈川県	山口県	千葉県	埼玉県	兵庫県	北海道	京都府	徳島県	神奈川県	東京都	埼玉県	北海道	山口県	平均	宇治市を除く平均
	浦安市	府中市	市川市	松戸市	立川市	町田市	流山市	小平市	野田市	佐倉市	和泉市	藤沢市	西東京市	日野市	津市	八千代市	伊丹市	狭山市	久喜市	鎌倉市	山口市	習志野市	上尾市	川西市	釧路市	宇治市	徳島市	秦野市	東村山市	新座市	苫小牧市	宇部市		

特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について

○当審議会の設置について

「宇治市附属機関設置条例」

→執行機関(市長)の附属機関についての条例。組織、運営等は別に定める。

「宇治市特別職報酬等審議会規則」

→組織及び運営に関し必要な事項を定める。

○「地方自治法」の議員、特別職に関する条文

第二百三条

→議員に関する条文

第二百四条

→市長等に関する条文

第二百四条の二

→給与条例主義に関する条文

○特別職の給与について

「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」

→特別職の給料、通勤手当及び期末手当について定める。

※市長等の退職手当については、別に定めると明記(第6条)。

※この条例のいう特別職とは、1)市長 2)副市長 3)教育長である(第1条)。

「特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例」

→特別職の退職手当について定める。

○議員の報酬について

「宇治市議会基本条例」

→宇治市議会の基本となる事項を定める ※議員報酬を別の条例で定めると明記(第14条)

「宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」

→議員報酬、期末手当について定める。

○宇治市附属機関設置条例

昭和 28 年 10 月 31 日
条例第 32 号

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置する。

第2条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、附属機関が属する執行機関が別に定める。

(以下の附則等は省略)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	宇治市土地買収評価委員会	土地買収に関する重要事項について市長の諮問に応じ、意見を答申する事務
	宇治市特別職報酬等審議会	宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例案を市長が議会に提出しようとするときに、あらかじめその議員報酬及び給料の額について市長の諮問に応じ、意見を答申する事務

以下、省略

○宇治市特別職報酬等審議会規則

昭和 40 年 2 月 15 日
規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市附属機関設置条例(昭和 28 年宇治市条例第 32 号)第 2 条の規定に基づき、宇治市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員7名以内で組織する。
2 委員は、市の住民であって次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。
(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者
(2) 学識経験を有する者
(3) 前各号に掲げる者のほか、相当と思われる者
3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○地方自治法（抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第一次吉田内閣

○議員に関する条文

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○市長等に関する条文

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○給与条例主義に関する条文

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

○特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（抜粋）

昭和31年12月19日

条例第31号

（目的）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる常勤の特別職の職員の給与について定めることを目的とする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長

（市長等の給与）

第2条 前条に掲げる特別職の職員（以下「市長等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

第3条 市長等の給料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市長 月額1,075,000円
- (2) 副市長 月額895,000円
- (3) 教育長 月額785,000円

第4条 市長等の通勤手当の支給は、宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

第5条 期末手当は、市長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法は、一般職の職員の例による。

第6条 市長等の退職手当については、別に定めるところによる。

第7条 新たに市長等に就任した者には、その日から給与を支給する。ただし、退職し、又は罷免された地方公務員が即日市長等になったときは、その翌日から給与を支給する。

2 市長等が退職したときは、その日まで、死亡により退職したときは、その日の属する月まで給与を支給する。

3 前2項の規定により給与を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

第8条 市長等の給与の支給期日は、一般職の職員に支給する給与の例による。

附 則

(間の附則、省略)

18 平成30年4月1日から当分の間、支給されるべき市長等の給料の月額は、第3条各号の規定により支給されるべき額から、市長にあつてはその100分の10の額を、副市長にあつてはその100分の8の額を、教育長にあつてはその100分の7の額を減じて得た額とする。

19 前項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。

(以下、省略)

○特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例（抜粋）

昭和61年3月31日

条例第6号

（趣旨）

第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の退職手当に関する事項を定めるものとする。

（退職手当の支給）

第2条 市長等が任期満了による退職その他の退職（以下「退職」という。）をしたときは、その者の在職期間について、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し退職手当を支給する。ただし、その者の在職期間が6月未満であるときは、この限りでない。

（退職手当の額）

第3条 退職手当の額は、退職をした日における市長等の給料月額に、その者の在職期間1年につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 市長 100分の390

（2） 副市長 100分の280

（3） 教育長 100分の225

2 前項の規定は、市長等の在職期間に1年未満の端数がある場合又は在職期間が6月以上1年未満である場合における退職手当の額について準用する。この場合において、同項中「1年」とあるのは「1月」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」と読み替えるものとする。

（在職期間の計算）

第4条 市長等の在職期間は、市長等となつた日の属する月から退職をした日の属する月までとする。

2 前項の規定により計算した在職期間が4年を超えるときは、これを4年とする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当については、一般職の職員の例による。この場合において、市長に係る宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）第11条第2号に規定する退職手当管理機関は、市長とする。

附 則

(間の附則、省略)

(平成30年4月1日以後における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例)

6 平成30年4月1日から当分の間、第3条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例附則第18項の規定にかかわらず、同条例第3条各号の規定により定められる額とする。

(以下、省略)

○宇治市議会基本条例

平成 23 年 3 月 31 日

条例第 8 号

改正 平成 25 年 2 月 26 日 条例第 18 号

平成 27 年 3 月 31 日 条例第 19 号

目次

前文

第 1 章 目的（第 1 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条—第 4 条）

第 3 章 市民と議会の関係（第 5 条—第 8 条）

第 4 章 市長等と議会の関係（第 9 条・第 10 条）

第 5 章 自由討議の拡大（第 11 条）

第 6 章 政務活動費（第 12 条）

第 7 章 議員の定数及び議員報酬（第 13 条・第 14 条）

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 15 条・第 16 条）

第 9 章 最高規範性（第 17 条・第 18 条）

附則

宇治市民から選挙で選ばれた議員により構成される宇治市議会は、議事機関として、同じく市民から選挙で選ばれた宇治市長とともに、宇治市の代表機関を構成する。

宇治市議会及び議員は、二元代表制の下、真の地方自治を実現するために、その権能を十分に発揮し市民の信託にこたえる責務がある。

ここに、宇治市議会及び議員は、日本国憲法を遵守する義務を負うことを自覚し、地方自治の本旨に基づき、宇治市議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、市民から選ばれた市民全体の奉仕者であることの誇りを持ち、市民の意向を的確に反映し、市民に開かれ信頼される宇治市議会を築き、全力を挙げて市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するために、この条例を制定する。

第 1 章 目的

(目的)

第1条 この条例は、宇治市議会（以下「議会」という。）の基本となる事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営の監視、評価及び調査を行い、必要な議決をするものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員の自由な論議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、宇治市議会会議規則（昭和32年宇治市議会規則第1号）、宇治市議会委員会条例（昭和32年宇治市条例第12号）及び議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員の自由な論議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めることとし、政治倫理の基準、政治倫理審査会の設置等については、別に定める。

3 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確

に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならない。

4 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。

5 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加と情報の共有)

第5条 議会は、その透明性を高めるために、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。

2 議会は、すべての委員会及び全員協議会を始め宇治市議会会議規則に定める協議等の場を原則として公開するものとする。

3 議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するものとする。

(公聴会制度及び参考人制度)

第6条 委員会は、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるものとする。

(議会活動の報告及び市民との意見交換)

第7条 議会は、市民と議会のつどい等の開催により市民への議会活動の報告及び市民との意見交換をするよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第8条 議会は、議会広報紙の発行、インターネット配信等の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第9条 議会及び議員は、市長等と常に緊張ある関係を維持し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

(市長等による提案説明等)

第10条 議会は、市長等から政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が提案されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会で議決すべきものを条例で定めることができる。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議の拡大)

第11条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員の自由な論議を尽くさなければならない。

2 議長及び委員長は、論議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議長及び委員長は、議員相互の自由討議を必要に応じて行うことができる。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第12条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関

する調査研究その他の活動を積極的に行わなければならない。

- 2 政務活動費の交付、公開及び報告については、別に条例等で定める。

第7章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第13条 議員の定数は、効率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

- 2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。
- 3 議員の定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第14条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案しつつ、議員の議員活動及び社会生活が保障されるものでなければならない。

- 2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。
- 3 議員報酬は、別に条例で定める。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会の体制整備)

第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等に調査させることができる。

- 2 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修等の充実強化に努めるものとする。
- 3 議会は、議員の調査研究に資するために、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議長は、議会及び議員活動等を補助する組織として、議会事務局の機能強化に努めなければならない。

第9章 最高規範性

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第18条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。

- 2 議会は、議員の任期期間中にこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。
- 3 議会は、この条例の目的に従い、必要な関係条例等の充実に努めなければならない。
- 4 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第18号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第19号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

○宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抜粋)

昭和31年12月19日

条例第30号

(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員(以下「議長等」という。)の議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 議長 月額635,000円

(2) 副議長 月額585,000円

(3) 議員 月額535,000円

第2条 議長及び副議長には、その選挙された日から、議員にはその職についての日からそれぞれ議員報酬を支給する。

2 前項の規定により議員報酬を支給する場合において、その職についての日が月の途中である場合は、日割によつて計算した額を支給する。

第3条 議長等が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散(以下「任期満了等」という。)によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例(昭和26年宇治市条例第55号)の適用を受ける職員の例により特級に相当する旅費額を支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、議長等で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内の任期満了等によりその職を離れた者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法は、特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の適用を受ける職員の例による。

（規則への委任）

第6条 この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

（以下、附則省略）